

3 かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の2024(令和6)年度事業実績

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
神奈川県困難な問題を抱える女性等支援調整会議を新たに組織した。 代表者会議…1回 行政部会…1回 民間団体連携部会…1回 実務者会議…各保健福祉事務所で開催	県全体の施策の方向性の議論から、個別ケースの検討に至るまで、様々な団体で有意義な議論となるよう、引き続き運営に努めていく。
関係機関の意見を集約し検討会議を実施する等効果的な会議の在り方の研究に努めた。	今年度も各関係機関の意見を取り入れながら研究を継続する。
①地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等へ参加した。 ②地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議に情報提供を行う等し、連携強化に努めた。 ③地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議にて情報提供を行う等し、連携強化に努めた。	①今後も各種会議への情報提供等により連携強化を継続する。 ②関係機関・関係団体の各種会議に情報提供を行う等により、今後も連携強化を継続する。 ③地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の各種会議にて情報提供を行い、連携強化に努める。
地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等への参加・開催をし、ネットワークの充実に努めた。	支援調整会議(実務者会議)を開催、支援調整会議(代表者会議)に参加し、より多くの関係機関との連携強化に努める。
5所で管内医療機関との連絡会を実施。管内警察署との連絡会は6所実施。スクールソーシャルワーカー連絡会(2回)に参加。	関係機関との連携を図ることで互いの状況を共有し、支援に活かしていくことができた。継続する。
【湘南三浦】管轄内で開かれる学警連に年3回出席し、情報共有を行った。 【県央】必要に応じて、地域における福祉事務所、児童相談所、教育委員会、警察署や医療・法律などの関係機関・関係団体の連携会議等へ参加した。 【中】必要に応じて、児童相談所、教育委員会、警察署等との連携会議等への参加をして、ネットワークの充実に努めた。 【県西】学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加した。	【湘南三浦】今後も関係機関・団体との連携強化を図っていく。 【県央】引き続き、学校警察連絡協議会やスクールソーシャルワーカー連絡会、要保護児童対策地域協議会等へ参加する。 【中】今後も、地域における関係機関・関係団体のネットワークの充実に努めていく。 【県西】今後も関係機関・団体との連携強化に努める。
各種会議等に参加し、関係機関との連携に努めた。	関係機関・関係団体との連携に努めたが、ネットワークを構築し、更なる連携協力ができるようにすることが課題である。
市町村・関係機関等との連携及び犯罪被害者等支援に係る検討会、市町村実務担当者会議、市町村主管課長会議、支援関係機関ネットワーク会議を各1回開催した。	特化条例制定に関する先行事例の共有や犯罪被害者等支援の事例検討等を行うことで、犯罪被害者等支援における各機関の役割分担や課題を相互に認識するとともに、相互の連携について確認することができた。 犯罪被害者等がどこに相談しても、適切な支援が受けられるよう、引き続き、支援関係機関との連携を強化する必要がある。
支援調整会議を通じて関係機関や民間団体との情報交換や連絡調整を行い、連携して支援を実施した。	今年度も継続する。目標は、支援調整会議という場を上手に使い、当事者に不利益が生じないようにすること。
関係機関・関係団体と連携し、本人の意向を尊重した最適な支援を検討し、必要な支援が切れることないよう連携体制の構築に取り組んだ。	当事者が自分らしい生活が続けられるよう、関係機関・民間団体と連携し、長期にわたって切れ目のない支援に努めます。
女性相談支援センターとの連絡会に参加。互いの状況を共有し、意見交換などを通じて、連携強化を図った。	双方の状況を共有することで連携強化を図ることができた。 継続する。
課内や女性相談支援センターで支援調整会議(個別ケース検討会議)を開催。関係機関・関係団体が連携し、切れ目のない支援のためにケースカンファレンスに参加した。	当事者の同意と意志に基づき、複数の関係機関が連携して支援を提供できるような関係構築を目指す。
保護命令制度利用に伴い警察との連携や、通報制度による医療関係機関との連携の強化を図った。	今年度も継続する。多職種連携からのアプローチはより切れ目のない支援につながるため、連携方法などの工夫が必要。
事案に応じ、関係機関等と連携して対応した。	各種虐待の通報制度の周知と裁判所による保護命令制度の活用の周知を図る必要がある。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
					15		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③共生推進本部室	子どもへの接近禁止命令等が発令される場合もあることから、保護命令制度の趣旨及び概要について、会議の場やホームページ等を通じて教育委員会及び学校、保育所等に周知を図ります。	保護命令制度について、周知を行う。
施策の内容 イ 県による広域連携支援										
					16		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	市町村等と調整し、当事者が必要な支援を受けることができるよう努めます。	被害者の居住する市町村との連携・情報提供等を行う。
					17		健康医療局	保健福祉事務所	県保健福祉事務所等は、町村と連携して相談や自立支援を行います。	県保健福祉事務所に女性相談支援員を配置 町村職員と連携して被害者の支援を実施
		★			18		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県内の女性相談支援員の配置状況を定期的に把握し、市町村と共有するともに、県内のどの自治体に住んでいても、女性相談支援員による支援が受けられる体制となるよう努めます。	県内の状況女性相談支援の状況を照会等により把握し、すべての市町村において、支援体制があるよう努める。
					19		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	県及び市町村配偶者暴力相談支援センターの連絡会議を設置し、連携を強化します。	県及び政令市が持ち回りで開催する拡大DVセンター会議を開催又は参加する。
		★			20	210	くらし安全防災局	くらし安全交通課	市町村の犯罪被害者等に係る取組や、各種社会保障、保健福祉及び医療制度など他の制度の活用も視野に入れ、犯罪被害者等に対し情報提供を行います。	市町村の犯罪被害者等に係る取組支援や、各種社会保障、保健福祉及び医療制度などほかの制度の活用も視野に入れ、犯罪被害者等に対し情報提供を行う。
施策の内容 ウ 都道府県間の連携・支援										
					21		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	支援に当たっては、必要に応じて、県外の女性相談支援センターや女性自立支援施設、母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めます。	被害者の円滑な広域支援を行うために、全国知事会の申合せに沿って、一時保護について他県との必要があれば連携、調整に努める。
					22		県警察本部	人身安全対策課	警察が介入する事案で、関係する場所が複数の都道府県にわたるものについては、関係都道府県警察と連携します。	関係場所が複数の都道府県にわたる事案への対応
主要施策(2) 市町村における計画的な取組み										
施策の内容 ア 市町村基本計画の策定										
		★			23		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。	支援調整会議において、県内市町村の困難女性等支援策調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、基本計画策定を支援する。
					24		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、DV防止及び被害者の支援に関する基本計画の策定に努め、県はこれを支援します。	支援調整会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、基本計画策定を支援する。
施策の内容 イ 市町村における施策推進体制の充実										
					25		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、基本計画の推進に向けて、府内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	県内市町村のDV対策状況調査、他県や国の情報提供などにより、市町村の府内外連携を支援する。
					26		健康医療局	保健福祉事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、府内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村府内外連携会議への参加
					27		福祉子どもみらい局	児童相談所	市町村は、基本計画の推進に向けて、府内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村府内外連携会議への参加
					28		教育局	教育事務所	市町村は、基本計画の推進に向けて、府内外の関係機関等からなる組織を設置し、連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村府内外連携会議への参加

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
<p>①DV防止啓発冊子をホームページに掲載とともに、令和6年4月からの制度拡充についても掲載し、保護命令の内容等を広く周知した。 ②会議等を通じて、保護命令制度について、周知を図った。 ③配偶者暴力防止法に基づく保護命令制度が、令和6年4月1日から新しくなり、重篤な精神的被害を受けた場合にも保護命令の対象が拡大したことについて、周知を行った。</p>	<p>①ホームページへの情報の掲載により、保護命令制度について今後も周知を継続する。 ②保護命令制度について、関係機関に対し周知を図る。 ③今後も国からの通知を関係機関及び市町村に周知する。また県警との連携ワークショップを活用し、保護命令制度改正のポイントについて意見交換を行った。</p>
<p>市町村等と連携し、当事者が必要な支援を受けることができるよう努めた。</p>	<p>市町村と調整し、当事者が必要な支援を受けることができるよう、連携・情報提供等を行う。</p>
<p>保健福祉事務所に女性相談支援員を継続的に配置し、増員を行った。町村職員と連携して被害者の支援を実施した。</p>	<p>郡部を管轄する県保健福祉事務所に女性相談支援員を9人配置する。(平塚、茅ヶ崎、鎌倉、小田原、足柄上、厚木) 支援実施後のモニタリング、関係機関との情報共有のあり方、女性相談支援員不在時の対応困難が課題。</p>
<p>県内の女性相談支援員の配置状況を定期的に把握し、市町村と共有するともに、県内のどの自治体に住んでいても、女性相談支援員による支援が受けられる体制となるよう努めた。</p>	<p>厚労省依頼「女性相談支援員配置状況調査」の取りまとめを行い配置状況を把握する。県内の女性相談支援員設置市に照会を求め、相談員名簿の作成をし相互の関係作りにも役立ててもらう。</p>
<p>①横浜市主催で開催された四県市配偶者暴力相談支援センター連絡会に参加し、連携を強化した。 ②県及び市町村配偶者暴力相談支援センターと連絡会議を実施した。(年1回)</p> <p>・かながわ犯罪被害者サポートステーション及びかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の相談・支援の提供にあたり、必要に応じて市町村との連絡調整を実施した。</p>	<p>①四県市配偶者暴力相談支援センター連絡会の開催及び参加により、連携強化を図る。 ②県及び市町村配偶者暴力相談支援センターと連絡会議を開催し、情報共有及び連携強化を図っていく。</p> <p>・引き続き、市町村における総合的対応窓口等と情報交換、連携しながら、犯罪被害者等のニーズに応じた情報提供を行う。</p>
<p>必要に応じて、県外の女性相談支援センターや県外の母子生活支援施設の活用など、都道府県域を越えた連携に努めた。</p>	<p>円滑な広域支援を行うため、都道府県域を越えた一時保護について連携、調整に努める。</p>
<p>事案に応じ、関係都道府県警察と連携し、情報共有して対応した。</p>	<p>関係都道府県警察と連携し、各種事案に対応したが、今後も漏れのない対応を実施する。</p>
<p>支援調整会議において、県内市町村の困難女性等支援策調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、基本計画策定を支援した。</p>	<p>市町村基本計画が円滑に策定できるよう、先行事例など必要な情報提供を行うほか、課題を伺って助言を行うなど、計画策定を後押ししていく。</p>
<p>支援調整会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、基本計画策定を支援した。32市町で基本計画策定</p>	<p>市町村基本計画が円滑に策定できるよう、先行事例など必要な情報提供を行うほか、課題を伺って助言を行うなど、計画策定を後押ししていく。</p>
<p>他県や国の制度等について、県内市町村の支援調整会議行政部会において情報提供を行い、市町村の庁内外連携を支援した。</p>	<p>県内市町村の支援調整会議行政部会において先行事例などの情報提供を行うほか、課題を伺って助言を行うなど、市町村の庁内外連携を支援する。</p>
<p>必要に応じて、市町村庁内外で開催された連携会議へ参加した。支援調整会議(実務者会議)を実施し、町の各担当課や警察との連携強化を図った。</p>	<p>地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議に出席依頼があれば積極的に参加し、情報交換により共通の認識や役割を確認する。</p>
<p>各市町村の実情に応じてDV主管課との情報交換等を実施した。</p>	<p>関係機関との連携を図ることで互いの状況を共有し、支援に活かしていくことができた。 継続する。</p>
<p>【湘南三浦】地域のDV対応情報交換会(R7.3書面開催)にて情報交換を行った。 【県央】必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議へ参加した。また、児童・生徒指導担当教員連絡協議会、スクールカウンセラー連絡協議会、スクールソーシャルワーカー会議、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催した。 【中】必要に応じて、児童・生徒指導担当教員連絡会議、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会等を開催するとともに、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加した。 【県西】必要に応じて、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議へ参加した。 児童・生徒指導担当教員連絡協議会、スクールカウンセラー連絡協議会、教育相談コーディネーター連絡協議会を開催及び、スクールソーシャルワーカー配置事業等へ参加した。</p>	<p>【湘南三浦】引き続き、地域DV対応情報交換会に参加する。 【県央】引き続き、地域DV対策情報交換会議や市町村庁内外連携会議に参加する。 【中】今後も、各種事業の開催や事業への参加に努めていく。 【県西】今後も管内市町村の支援につながる事業の周知・広報に努める。</p>

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
主要施策(3) 市町村における相談窓口の充実										
施策の内容 ア 市町村配偶者暴力相談支援センターの設置										
					29		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV被害者が身近な地域で相談や自立の支援を受けられる窓口として、市町村は、配偶者暴力相談支援センターを設置し、被害者の相談や自立支援の充実強化に努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、他県・国の情報提供を行うことなどにより、DVセンター設置を支援する。
施策の内容 イ 市町村における身近な相談窓口の充実										
					30		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	市町村は、相談窓口の充実に努め、県はこれを支援します。	市町村の被害者相談窓口の充実のため、研修実施・情報提供等により支援する。
					31		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村は、相談窓口職員の研修の充実を図り、庁内連携会議の設置や庁内マニュアルの作成等により、その連携を強化するよう努め、県はこれを支援します。	市町村DV法所管課長会議等において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、県・国の施策の情報提供を行うことなどにより、市町村の取組みを支援する。
					32	71	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	県は市町村の相談窓口職員へのスーパービジョンや研修等の支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。
					33	60	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	相談・支援に対応する職員の資質向上のため、必要な情報が届くよう努め、利用できる施策について情報共有を行います。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員、県福祉事務所の資質向上のため、初任者向けや事例検討会等を実施する。
					34	61	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	支援を行う職員が当事者の人権を尊重し、その状況に応じたきめ細かな対応を実施するための研修を行います。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村、県福祉事務所の相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、共生推進本部室が開催する研修に職員を派遣する。
		*			35		くらし安全防災局	くらし安全交通課	各市町村における犯罪被害者等に対する総合的対応窓口等との連携を強化するとともに、情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組みを支援します。	各市町村における犯罪被害者等に対する総合的対応窓口等との連携を強化するとともに、情報提供や人材育成の更なる充実を通して市町村の取組を支援する。
主要施策(4) 民間団体との連携、支援										
施策の内容 ア 民間団体と連携した啓発・相談対応										
					36		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	啓発資料等は、民間団体に蓄積された支援のノウハウ等を踏まえて作成します。	被害者の支援のための豊富なノウハウを有する民間団体と連携し、啓発資料等を作成する。
					37	97	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DV被害の若年齢化を踏まえ、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、学校等の教育現場でのDV防止啓発事業を実施します。	データDV防止に取り組む民間団体と連携し、中学校・高校等の学校へ講師を派遣することで、若年層からのDV防止を啓発する。
		*			38		くらし安全防災局	くらし安全交通課	「犯罪被害者等支援キャンペーン」を民間支援団体と連携し実施します。	犯罪被害者週間(11月25日～12月1日)に合わせ、インターネット環境を含めた二次被害の深刻さをはじめ、犯罪被害者等のおかれられた状況や支援や配慮の必要性について理解を深め、自らできる支援や配慮について考える契機となる「犯罪被害者等支援キャンペーン」を民間支援団体と連携し実施する。
					39	128	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	多言語によるDV相談を民間団体と連携して実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。
					40	134	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日・夜間等における相談を民間団体と連携して実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。
		*			41	107, 223	くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への総合的な支援体制として、県、県警察、民間支援団体が一体となって「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、相談支援を実施します。	犯罪被害者等への総合的な支援体制として、「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を運営し、犯罪被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を実施する。
施策の内容 イ 民間団体と連携した保護事業										
					42		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	民間団体や市町村と連携し、多様な保護施設、自立支援施設を設置します	多様な困難な問題を抱える女性を支援するため、民間団体と連携した一時保護を行う。県、市町村、民間団体による協働で一時保護と自立支援を行う。
					43		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	支援調整会議等を通じて、保護施設と市町村との連携強化の支援を行います。	支援調整会議における円滑な支援における情報共有、認識の擦り合わせを行う。

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
支援調整会議行政部会において、県機関、他県、国の情報を提供することなどにより、県内の市のDVセンター設置を支援した。	支援調整会議行政部会において、県機関、他県、国の情報共有し、県内の市のDVセンター設置を支援する。
<p>①市町村は、相談窓口の充実に努め、県はこれを支援した。 ②市町村の相談員等も参加できる女性問題研修会を4回開催し、延べ265名の参加があった。また、市町村拡大事例検討会を3回開催し、延べ166名の参加があった。さらに、機会を捉えて情報提供を行った。 ③市町村の女性相談支援員や職員を対象に研修を実施した。また、相談支援員からの一時保護等に関する相談支援・助言、情報提供を行った。</p>	<p>①相談員対象の研修の実施及び情報提供により、市町村の被害者相談窓口の充実を支援することができた。 ②相談員対象の研修及び情報提供を行い、今後も資質向上・支援に努める。 ③市町村の女性相談支援員や職員を対象に研修を実施、福祉事務所からの一時保護等に関する相談支援・助言、情報提供により、市町村を支援する。</p>
支援調整会議行政部会において、県内市町村のDV対策状況調査の結果や、県・国の施策の情報提供を行うことなどにより、市町村の取組みを支援した。	支援調整会議を通じて、女性相談支援員の研修の充実を図り、府内連携会議の設置や府内マニュアルの作成等により、その連携を強化するよう努める。
<p>市町村の相談員等も参加できる女性問題研修会を4回開催し、延べ265名の参加があった。また、市町村拡大事例検討会を3回開催し、延べ166名の参加があった。</p> <p>県配偶者暴力相談支援センター及び市町村相談員、県福祉事務所の資質向上のため、初任者向け研修や事例検討会等を実施した。</p>	<p>女性問題研修会、拡大事例検討会の実施により、市町村の相談窓口職員への支援を継続して実施する。</p> <p>継続して初任者研修会および事例検討会を開催し、支援の資質向上を図る。</p>
相談支援員の資質向上のため、関係機関を対象とした研修を実施するほか、研修に職員を派遣した。	当事者の人権を尊重し、その状況に応じたきめ細やかな対応を実施するための支援者向けの研修を実施する。また、研修に職員を派遣し、資質の向上を図る。
<p>・県に市町村支援専門コーディネーターを配置し、「市町村における犯罪被害者等支援条例制定に向けたガイドライン」「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の作成・配布等を通じて、市町村の取組を支援した。</p> <p>・犯罪被害者等に対する日常生活支援事業を実施する市町村に対し、補助を行った。</p>	<p>・新たに8市で犯罪被害者等支援条例が制定される等、市町村における犯罪被害者等支援に特化した相談窓口や支援制度が充実した。</p> <p>・引き続き、犯罪被害者等支援に関する情報共有や補助を通じて市町村に対する支援を行う必要がある。</p>
被害者の支援のための豊富なノウハウを有している民間団体と連携し、啓発資料等を作成した。	作成したツールを使って普及啓発を継続する。新規箇所への啓発ができるように工夫する。
デートDV防止に取り組む民間団体と連携し、中学校・高校等の学校へ講師を派遣するデートDV防止啓発講座を10回開催し、1,230名の中学生・高校生の参加があった。	デートDVに関する知識を県内の中学生・高校生等に周知する等、今後も若年層へのDV防止啓発を実施する。
県警察及び民間支援団体と連携し、県内5か所において「犯罪被害者等支援キャンペーン」を実施した。	引き続き、犯罪被害者等支援キャンペーンの実施を通じて、犯罪被害者等への理解についての普及啓発を推進する必要がある。
民間団体に委託し、月曜日～金曜日10:00～17:00、13言語によるDV相談を実施し、419件の相談を受けた。令和6年度から対応可能な言語数を8言語から13言語に増やし、より多くの相談ニーズに対応できるように改善した。	外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を継続する。
民間団体に委託し、土曜日・日曜日17:00～21:00、祝日9:00～21:00に、週末ホットラインとして、249件の相談を受けた。	週末ホットラインを実施し、休日・夜間等における被害者の緊急相談を継続する。
<p>かながわ犯罪被害者サポートステーションにおいて、犯罪被害者等のニーズに応じた情報提供や支援を実施した。</p> <p>相談:1,611件 支援:1,454件</p>	かながわ犯罪被害者サポートステーションでの相談・支援の提供にあたり、市町村や関係機関等との連携について、一層の連携を図る必要がある。
民間団体との連携により、外国籍や若年、居場所を秘匿する必要がない人など、多様な困難を抱えた人の様々なニーズに対応したきめ細かい支援を行うことができた。	今後も様々な特色を持った民間団体と連携し、当事者の意思を尊重した保護と自立支援を行っていく。
支援調整会議等を通じて、保護施設と市町村との連携強化の支援を行った。	支援調整会議等を通じて、保護施設と市町村との連携を強化し、相互に情報交換を図る機会に努める。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
施策の内容 ウ 当事者支援を行う民間団体への支援										
					44		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間委託団体に出向き、ケースカンファレンスを実施します。	民間委託団体に対し、ケースカンファレンスへの助言を行う。
					45		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	当事者の自立支援活動等を行う民間団体の取組みを支援します。	困難女性等の自立支援活動等を行う民間団体への補助を行う。
					46		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	民間団体による支援のための施設の整備を支援します。	困難女性等の自立支援活動等を行う民間団体の施設整備費用の補助を行う。
					47	259	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体を支援します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体を支援する。
					48	260	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体を支援します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)
					49		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間団体のスタッフを対象とした研修を実施します。	民間委託シェルタースタッフ研修を実施する。
					50		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成を支援します。	民間団体が行う、スタッフ等の人材養成への補助を行う。
					51		福祉子どもみらい局	①女性相談支援センター ②共生推進本部室	民間委託団体へ同伴児童の学習面に関する支援を行います。	①民間委託団体の行う同伴児童の学習面に関する支援について、教育指導員による助言を行う。 ②民間団体の学習支援について補助を行う。
		*			52		くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等への支援に取り組む民間団体や自助グループ等に対して、情報提供等の支援を行います。	犯罪被害者等への支援に取り組む民間団体や自助グループ等に対して、情報提供等の支援を行う。
		*			53		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭の親に高等職業訓練促進資金(入学準備金・就職準備金)の貸付を行う事業者を支援します。	ひとり親家庭の親に高等職業訓練促進資金(入学準備金・就職準備金)の貸付を行う民間法人に対し、補助金を交付する。
		*			54		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭の親に住宅支援資金(入居している家賃の実費の一部)の貸付を行う事業者を支援します。	ひとり親家庭の親に住宅支援資金(入居している家賃の実費の一部)の貸付を行う民間法人に対し、補助金を交付する。
		*			55		政策局	NPO協働推進課	NPO活動をサポートするために、相談や情報提供、説明会等を実施します。	困難な問題を抱える女性等を支援するNPO活動を含め、様々なNPO活動全般をサポートするために、相談や情報提供、説明会等を実施する。
		*			56		政策局 ※政策局はR6まで。R7以降は、福祉子ども未来局、県土整備局に変更予定。	かながわ県民活動サポートセンター ※かながわ県民活動サポートセンターはR6まで。R7以降は、共生社会推進本部、住宅計画課で支援予定	社会的な課題に取り組むボランタリー団体と県が協力して事業を行い、その活動を促進するための支援を行います。	家庭内DV等で居場所を失い、支援の隙間で孤立する若年女性を対象に、自立する力を養うための様々なサポート付きのシェアハウスを提供し、就労を支援する新たな空き家活用モデルを構築する団体の活動を支援する。
		*			57		政策局	かながわ県民活動サポートセンター	地域における様々な課題の解決や、地域の活性化に向けた取組みを行うボランティア、NPO等の人才の育成などに取り組む県民の「学びの場」を提供し、支援者の育成を支援します。	困難女性を取り巻く問題を含む地域における様々な課題の解決や、地域の活性化に向けた取り組みを行うボランティアやNPO等の人才の育成などに取り組む県民の「学びの場」としてかながわコミュニティカレッジ講座を開催している。支援者の育成として様々な県民ニーズや社会情勢にあつた講座を実施しており、その中で例えば「犯罪被害者支援ボランティア養成講座」等を、支援団体が企画し実施している。
施策の内容 イ 民間団体との意見交換・施策への反映										
					58		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	取組みの充実に向け、当事者支援に取り組んでいる民間団体との定期的な意見交換を実施します。	被害者支援に取り組んでいる民間団体と定期的な意見交換を実施する。
施策の方向2 支援のための人材育成										
主要施策(1) 支援者の育成と資質向上										
施策の内容 ア 支援者及び支援関係者への研修等の充実										
		*			59		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性支援法や本計画の内容を理解するための研修を行います。	女性支援法や県基本計画の内容を理解するための研修を実施する

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
ケースカンファレンスに出席し、当事者がその意思を尊重されながら最適な支援が受けられるよう民間委託団体への助言を行った。	ケースカンファレンスに出席し、民間委託団体への助言を行う。
困難女性等の自立支援活動等を行う民間団体への補助を行った。	当事者目線の支援体制を整備するため、多様な支援を担う民間団体による取組を支援する
困難女性等の自立支援活動等を行う民間団体の施設整備費用の補助を行った。	継続して困難な問題を抱える女性等の自立を支援することを目的として活動している民間団体に対し、経費の一部を補助することで、多様な困難な問題を抱えた女性を迅速、適切に保護・自立支援を実施できるよう支援する。
中長期支援施設を運営する民間団体へ補助を行った。	継続して、一時的な避難場所ではなく、自立へ向け、生活再建や生活習慣の改善等の中長期的な生活支援を提供できるように支援する。
中期支援施設との連絡会議を開催し、課題等の検討や情報共有を行う等、当事者支援の強化を図った。	中期支援施設との連絡会等を開催し、一時保護後の切れ目のない支援を目指し、課題等の検討や情報共有を行う。
民間団体のスタッフを対象とした研修を実施した。	民間団体のスタッフを対象とした研修を実施する。
民間団体が行う、スタッフ等の人材養成への補助を行った。	継続して、スタッフ等の人材養成への補助を行うことにより、スタッフ等の資質向上への支援を実施する。
①民間委託団体と、必要に応じ、同伴児童の学習面に関する支援について情報交換等を行った。 ②民間団体の学習支援について補助を行った。	①同伴児童の学習に関する支援については、各民間団体が創意工夫を凝らし実施しており、情報共有により、支援の向上を図る。 ②継続して同伴児童が学習面について支援を受けらるよう補助を実施する。
かながわ犯罪被害者サポートステーション及びかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の相談者に対し、必要に応じて自助グループを紹介した。 県内で活動する自助グループに関する情報収集を行った。	・引き続き、自助グループに関する情報収集を行うとともに、県ホームページにて自助グループの情報提供を行う。
高等職業訓練促進資金の貸付により、母子家庭等の資格習得を支援した。 ○高等職業訓練促進資金の貸付 10件	引き続き当該事業により、母子家庭等の資格習得及び自立を支援していく。
住宅支援資金の貸付により、母子家庭等の自立を支援した。 ○住宅支援資金の貸付 35件	引き続き当該事業により、母子家庭等の自立を支援していく。
NPO法人設立事務説明会 年5回 参加40名 県指定・認定NPO法人制度説明会 年4回 参加50名 協働相談窓口の設置・運営 相談件数 11件	・新規のNPO法人を設立する方や、指定・認定NPO法人を目指している法人に対して、制度等について周知できた。 ・昨年度は困難な問題を抱える女性等を支援するNPOからの相談はなかったものの、引き続き相談窓口等により、幅広くNPOの活動をサポートしていく。
協働事業負担金交付額 1,938,000円	令和6年度で協働事業負担金は終了したが、共生推進本部室、住宅計画課と連携を取りながら事業を継続していく。
犯罪被害者の心情を理解し、電話・面接相談や生活支援、付き添い支援など、被害者支援の実情を学ぶ講座である「犯罪被害者支援ボランティア養成講座(初中級)」と前記講座を受講した受講生へ向けてより実践的な内容である「犯罪被害者支援ボランティア養成講座(上級)」の計2講座を実施した。初中級講座は全10回実施し、受講者が33名、講座の修了者は24名であった。上級講座に関しては、全10回実施し、受講者数は29名であった。 ※修了者とは、講座に3分の2以上出席した受講者数を指す。	講座は座学の他、グループワーク、支援センターの見学や裁判の傍聴など実践的な内容で構成され、受講生のアンケートでは満足度、有用性とも高い評価を得ている。 毎年継続的に実施されている講座ではあるが、今後も社会情勢の変化に対応した講座企画が必要となる。 講座受講後の主な活躍の場として以下が挙げられる。 ・くらし安全交通課の犯罪被害者支援啓発ボランティアに登録し、県や市町村、講座実施団体の主催するイベント等で啓発活動。 ・神奈川県犯罪被害者支援センターのボランティアとして電話相談業務、付添い支援。
被支援調整会議等を開催し被害者支援に取り組む民間団体と定期的な意見交換を実施した。	今年度も継続する。意見の言い合えるより良い関係性を構築し続けていく。
女性支援法や県基本計画の内容を理解するための主催する研修や支援調整会議の場で説明を実施した。	継続して支援関係者に対し、女性支援法や県基本計画について理解を深められる機会を設ける。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容					
					60		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	相談・支援に対応する職員の資質向上のため、必要な情報が届くよう努め、当事者が利用できる施策について情報共有を行います。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村、県福祉事務所の相談員の資質向上のため、国の施策や県の支援策の情報共有を行う。					
					61	34	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	支援を行う職員が当事者的人権を尊重し、その状況に応じたきめ細かな対応を実施するための研修を行います。	県配偶者暴力相談支援センター及び市町村、県福祉事務所の相談員の資質向上のため、研修を実施するほか、共生推進本部室が開催する研修に職員を派遣する。					
		*			62		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター	様々な分野の切れ目ない支援が必要となる事例を取り上げた事例検討会を行う。	児童福祉や生活困窮者支援、居住支援など、様々な分野の切れ目ない支援が必要となる事例を取り上げた事例検討会を行う。					
					63		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	福祉、警察、医療、法律、教育関係者、人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者への制度の趣旨の周知、啓発、研修の実施					
					64		教育局	行政課	適切な支援の実施のため、福祉、警察、医療、法律、教育関係者や人権擁護委員、民生委員・児童委員等の職務関係者の研修や情報提供を行います。	関係職員を対象とした研修の実施					
					65		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	県・市町村の相談や一時保護等を担当する職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いて研修を行います。	職員の専門性を高めるため、医療や法律の専門家や民間団体のスタッフ等を招いた研修を実施する。					
					66		①②③福祉子どもみらい局 ④県警察本部	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター ④人身安全対策課	支援に携わる職員等へ、情報管理を含む危機管理に関する研修を行います。	情報管理等の危機管理に関する研修を実施する。					
					67		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	県及び市町村における支援等に関するノウハウについて、相互に情報交換することにより、資質向上に努めます。	被害者支援等に関するノウハウについて、会議等の場を活用した市町村との情報交換を実施する。					
		*			68		暮らし安全防災局	暮らし安全交通課	県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、二次被害の防止、県の支援施策全般について理解を深め、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上を図ります。	県職員、県警職員、市町村職員等を対象に、研修や講演会を開催し、犯罪被害者等の心情、二次被害の防止、県の支援施策全般について理解を深め、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上を図る。					
					69		暮らし安全防災局	暮らし安全交通課	性犯罪・性暴力被害者への対応のため、医療従事者等の育成を図る研修や、支援者、相談員のスキルアップのための研修等を実施します。	性犯罪・性暴力被害者の対応として、性暴力対応看護師(SANE)養成のための研修や、産婦人科など医療従事者等の育成を図る研修会等を実施する。また、支援者、相談員のスキルアップのための研修会等を実施する。					
					施策の内容 イ 支援者へのメンタルヘルスケア等の充実										
					70		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	支援者の心の健康を保ち、より良い支援を実施できるよう、組織内でのスーパービジョンを実施するなど、メンタルヘルスケアの充実に努めます。	組織内での事例検討会を実施するなど、相談員等のメンタルヘルスケアの充実に努める。					
					71	32	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	県は市町村の相談窓口職員へのスーパービジョンや研修等の支援を行います。	市町村相談員等へのスーパービジョンや研修会を実施する。					
					72		暮らし安全防災局	暮らし安全交通課	性犯罪・性暴力被害者の支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施します。	性犯罪・性暴力被害者の支援者、相談員のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等を実施する。					

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
県配偶者暴力相談支援センター及び市町村、県福祉事務所の相談員の資質向上のため、国の施策や県の支援策の情報共有を行った。	今年度も継続する。顔の見える関係性を維持してリアルな情報協に努める。
県配偶者暴力相談支援センター及び市町村、県福祉事務所の支援関係者の資質向上のため、研修を実施した。また、外部機関が開催した研修に女性相談支援センター職員を積極的に派遣した。	困難な問題を抱える女性の状況に応じたきめ細やかな対応を実施するため、職務関係者の資質向上を目指し、研修を実施する他、研修に職員を派遣する。
①児童福祉や生活困窮者支援、居住支援など、様々な分野の切れ目ない支援が必要となる事例検討会を行った。(35人参加) ②年8回の事例検討会を行い、211人の相談員等が参加した。その内、3回は市町村拡大事例検討会として市町村相談員も参加した。	①DV以外が主訴のケースなど、現場のニーズを踏まえた内容で事例検討会を開催する。 ②事例検討会を実施し、専門家の講師から指導・助言を受けながら、今後も切れ目のない支援に努める。
関係機関を対象とした研修の実施や講師の派遣を行った。	適切な支援実施のため、職務関係者の研修や情報提供を行います。
各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(4校)	外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。引き続き事業を実施していく。
①女性問題研修会を4回実施し、講師として、法テラス神奈川の職員、臨床心理士、大学教授、弁護士を招いた。 ②一時保護等を担当する支援関係者を対象に研修を実施し、専門性を高める。	①専門的な知識を得ることにより、職員の専門性を高める研修を継続して実施していく。 ②一時保護等を担当する支援関係者を対象に研修を実施し、専門性を高める。
①県警と共同で行う「DV被害者等支援のための県警・行政連携ワークショップ」において、情報管理等の危機管理に関する研修を実施した。 ②かながわ男女共同参画センターの所属研修において、情報管理等に関する研修を実施した。 ③女性相談支援センター主催研修において、支援に携わる職員に対し、情報管理等の危機管理等に関する研修を実施した。	①情報管理等の危機管理に関する研修を実施する。 ②情報管理等に関する研修を継続して実施し、適切な情報管理を図っていく。 ③情報管理等に関する研修を実施し、当事者及び施設等の安全を確保する。 ④情報管理の重要性について、繰り返し研修・教養を実施していく。
①県内市町村の支援調整会議行政部会等を開催し県及び県内市町村の情報交換を行った。 ②市町村相談員等を対象とした拡大事例検討会(3回)及び女性問題研修会(4回)を通して情報交換を行った。 ③県及び市町村における支援等に関し、会議や研修等を通して情報交換を行い、資質向上に努めた。	①被害者支援等に関するノウハウについて、支援調整会議を活用した市町村との情報交換を実施する。 ②拡大事例検討会及び女性問題研修会を通して情報交換を行い、資質向上に努めていく。 ③県及び市町村における支援等に関して、会議や研修等を通して、情報交換を行い、資質向上に努める。
犯罪被害者等からの電話相談に応じる相談員や裁判所等への付添支援を担う支援員等を要請する「犯罪被害者等支援ボランティア養成講座」を実施した。 県職員、県警察職員、市町村職員等を対象に、犯罪被害者等への理解を深めるための研修会や講演会を14回開催した。 「市町村職員向け犯罪被害者等支援ハンドブック」の作成・配布等を通じて、市町村職員の相談対応の資質向上を図った。	各種講座の実施等を通じて、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上を図ることができた。 引き続き、犯罪被害者等支援に携わる職員の資質向上を図るとともに、県、県警察、市町村における支援制度に関する相互理解を深めることで、より連携した支援を提供できるよう努める必要がある。
県警察、民間支援団体、県産科婦人科医会と連携し、産婦人科の医療従事者等を対象に、性犯罪・性暴力被害者への対応についての研修会等を1回開催した。 県内の関係機関職員等を対象に、性犯罪・性暴力被害支援者研修を1回実施した。 かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の相談員を対象に、相談・支援技術向上のための研修を6回実施した。 性被害について専門的な知識を有する性暴力対応看護師(SANE)養成講座やリフラー研修の受講を支援した。	各種研修等を通じて、引き続き相談員、支援員のスキルアップを図るとともに、自ら被害を訴えることが困難であり、被害が潜在化しやすい子ども・若者からの相談等に対応できるよう、研修内容を充実していく必要がある。
①スーパービジョンやミーティングにおける事例検討を定期的に行い、組織的に相談員等の精神的な負担の軽減に努めた。 ②スーパービジョンや会議等で事例検討を行い。組織的に職員の精神的な負担の軽減に努めた。	①今後もスーパービジョンやミーティングにおける事例検討の実施等により、相談員等の精神的な負担の軽減に努める。 ②職員の精神的安定を図り、より良い支援が実施できるよう、SVを中心としたスーパーバイズを適宜行っていく。また、メンタルヘルスケアのための研修に参加し、精神的な負担軽減に努めていく。
市町村の相談員等も参加できる女性問題研修会を4回開催し、延べ265名の参加があった。また、市町村拡大事例検討会を3回開催し、延べ166名の参加があった。	女性問題研修会、拡大事例検討会の実施により、市町村の相談窓口職員への支援を継続して実施する。
支援者、相談員等のメンタルヘルスケアのため、専門家等による助言指導等(スーパーバイズ)を実施した。 かながわ犯罪被害者サポートステーション相談員対象 1回 かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」相談員対象 2回	支援者、相談者の二次受傷を防止するため、引き続きメンタルヘルスケアのためのスーパーバイズ研修等を実施していく。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容		
重点目標2 早期発見・対応と周知・啓発												
施策の方向3 早期発見・対応												
主要施策(1) 関係機関・民間団体等と連携した早期発見												
施策の内容 ア SNS等多様な媒体を活用した早期発見												
	*	73	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	<政策レビュー事業> SNSを活用するなど効果的な手法により、民間団体等と協働して、若年層をはじめ相談につながっていない当事者の早期発見に努めます。		困難な問題を抱えた女性を早期把握するため、民間団体等と協働し、SNS等を活用した早期発見に努めます。					
	施策の内容 イ 訪問型の早期発見											
	*	74	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	<政策レビュー事業> 相談に来ることが難しい当事者に対し、自宅や無料低額宿泊所を訪問し、早期把握して支援につなげます。		相談にくることが難しい方に対し、自宅や無料定額宿泊所を訪問して相談を受け、困難女性を早期把握して支援につなげる。					
	施策の内容 ウ 学校等と連携した早期発見											
	*	75	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	<政策レビュー事業> 学校等と連携し、若年当事者の早期発見に努めます。		県立学校の養護教諭、スクールソーシャルワーカー、カウンセラーと研修会を開催し、若年困難女性等の早期発見に努める。					
	施策の内容 工 窓口等における早期発見											
	*	76	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	福祉的支援窓口に限らず、各種行政窓口においても速やかに関係部署と連携できるよう、職員間の意識向上を図ります。		福祉的支援窓口に限らず、各種行政窓口において、お困りの様子が見られた場合には、速やかに関係部署と連携できるよう、職員間の意識向上を図ります。					
	施策の内容 才 医療関係者や民生委員・児童委員等と連携した早期発見											
	*	77	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	身体に対する暴力のほか、精神的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動を受けた当事者を発見した際の通報制度及び相談窓口について、医療関係者等に対し周知を図ります。		医療関係者等に対する情報提供を実施する。					
	*	78	くらし安全防災局	くらし安全交通課	医療関係者等に対し、性犯罪・性暴力被害者への相談窓口等の情報提供を図ります。		医療関係者等に対し、性犯罪・性暴力被害者への相談窓口等の情報提供を実施する。					
	*	79	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知し、相談につながるように努めます。		地域で活動する民生委員・児童委員へ相談窓口を周知する。					
主要施策(2) 気軽に立ち寄れる居場所の提供												
施策の内容 ア 他の当事者とつながりがもてる居場所の提供												
	*	80	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	当事者が自由に時間を過ごし、相談員又は他の当事者とのつながりの持てる場所を確保します。個々人のニーズに応じることができるよう、実施方法について柔軟に対応します。		利用者が自由に時間を過ごし、相談員又は他の当事者とのつながりの持てる場所を確保します。対人関係に不安を持つ方など、不特定多数の方が参加する場に不安や抵抗感を持つ方など、個々人のニーズに応じて、オンライン参加を検討する等、柔軟に対応します。					
	*	81	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	市町村等が組り組む居場所の提供支援との連携に努めます。		市町村等が組り組む居場所の提供支援との連携に努めます。					
	*	82	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	性的マイノリティ(LGBT等)、または自分がそうではないかと迷っている方々とその家族を対象とする交流会を実施し、支援者と同じ悩みを抱えている方どうしがつながりが持てる場所を提供します。		'友だち」「恋愛」「出会い」「カミングアウト」「将来のこと」「セクシュアリティ」などのテーマについて話したり、いつも感じている事や、他の参加者に聞いてみたい事を、フリートークでおしゃべりできる交流会を実施する。					
	*	83	福祉子どもみらい局	青少年センター	ひきこもり当事者の外出の機会を提供するため、居場所等を市町村巡回型で実施します。		'神奈川県ひきこもり地域支援センター'において、年齢を問わずひきこもり当事者の外出の機会を提供するため、予約不要で、いつ来ていつ帰つてもよいひきこもり当事者のための居場所等を市町村と連携し、巡回型で実施する。					

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
<p>若年層を中心とした、困難な問題を抱えていることに気づいていない、どこに相談したらよいか分からぬ等の理由で支援につながっていない女性の早期発見のため、相談窓口周知カードを生活必需品である生理用品と併せて、県内大学、ネットカフェ、マザーズハローワーク等へ19,431個配布した。</p> <p>また、支援に繋がっていない女性に向け、漫画・漫画動画の制作・公開、LINE広告の実施、周知カードの配布により相談窓口の周知を図った。</p>	<p>当事者の意見を聞き取るなどして効果的な周知方法を検討し、様々な方法により相談窓口の周知を図ることができた。</p> <p>さらに県民全体へ制度の認知度向上を図っていく必要がある。</p> <p>引き続き効果的な手法を検討して、当事者だけでなく、周りの人にも制度の周知を行い、相談につながっていない当事者の早期発見に努める。</p>
<p>相談にくることが難しい方に対し、自宅等に訪問して相談を受け、困難女性を早期把握して支援につなげた。</p>	<p>困難女性を早期把握して支援につなげるため、周知広報を行い、相談にくることが難しい方に対し、自宅等に訪問して相談を受ける訪問支援の制度を周知する。</p>
<p>若年当事者に直接働きかけるため、研修会は行わず、若年層に向けて作成した漫画のコマを使用した相談窓口周知カードを県立高校等165校へ配布した。</p>	<p>相談窓口の周知を図ることができた。</p> <p>引き続き県立高校等と連携し、若年当事者の早期発見に努める。</p>
<p>福祉的支援窓口に限らず、各種行政窓口において、お困りの様子が見られた場合には、速やかに関係部署と連携できるよう、支援調整会議行政部会等を活用し職員間の意識向上を図った。</p>	<p>福祉的支援窓口に限らず、各種行政窓口において、複合的な困難を抱える方に対して、速やかに関係部署と連携できるよう、支援調整会議行政部会等を活用し職員間の意識向上を図る。</p>
<p>DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県立病院や市町村立病院等の医療機関に配布した。</p>	<p>医療関係者等に対し、相談窓口等の情報提供を継続する。</p>
<p>県内の産科婦人科や学校等にかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」のリーフレット・カードや犯罪被害者等の相談窓口に関する周知用ポスター等を配付した。</p>	<p>各種広報媒体等を通じ、性犯罪・性暴力被害者が最初に相談する可能性が高い医療機関や学校等に対し相談窓口を周知することで、犯罪被害者等の早期発見や相談につなげていく必要がある。</p>
<p>必要に応じて、相談窓口の案内カード等を民生委員・児童委員に送付した。</p>	<p>引き続き窓口が周知されるよう地域で活動する民生委員・児童委員と連携していく。</p>
<p>利用者が自由に時間を過ごし、相談員又は他の当事者とのつながりの持てる場所を確保した。</p> <p>個々人のニーズに応じることができるよう、実施方法について柔軟に対応した。</p>	<p>困難な問題を抱えた女性が地域で生活を続けながら気軽に相談できる居場所を拡充していく</p>
<p>市町村等が組り組む居場所の提供支援との連携に努めた。</p>	<p>市町村等の取り組む居場所に対して、引き続き提供支援と連携していく。</p>
<p>29歳以下の性的マイノリティの方や、その家族のための交流会「かながわにじいろ・ほっとスペース」8回開催</p>	<p>【効果】 性的マイノリティ(迷っている方を含む)の方々が気軽に参加できる交流の場を提供することができた。 参加者からは、「同世代の方と話せてよかったです。」「また参加したい。」等の声をいただいている。</p> <p>【課題】 参加希望者が集まらず中止となる会がある。</p> <p>【方向性】 継続する。 引き続き性的マイノリティ当事者の交流の場を確保する。 今後も事業の周知・広報に努める。</p>
<p>困難な問題を抱える女性等を含め、ひきこもり当事者のための居場所を市町村と連携し巡回型で実施した。</p> <p>居場所 計21回 (うち、孤独・孤立を感じる女性のための居場所 計2回、親・きょうだいの集い 計3回)</p>	<p>ひきこもり当事者のための居場所に加えて、孤独・孤立を感じる女性のための居場所も実施し、困難な問題を抱える女性等を含めたひきこもり当事者の外出の機会を提供するとともに、市町村にそのノウハウを提供した。</p> <p>市町村におけるひきこもり支援体制を構築するため、ひきこもり当事者を支援するためのノウハウを提供する等、引き続き市町村への支援が必要である。</p> <p>今後も、引き続き、困難な問題を抱える女性等を含め、ひきこもり当事者のための居場所を地域巡回型で実施し、市町村と連携しながらひきこもり支援に取り組んでいく。</p>

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
施策の内容 イ 生活必需品の提供										
* 84 福祉子どもみらい局 共生推進本部室 当事者の希望に応じて生活必需品を提供し、相談窓口の情報提供を行うなど当事者とつながりつづけるよう努めます。										
施策の方向4 周知・啓発や未然防止の取組み										
主要施策(1) 支援に関する周知・啓発										
施策の内容 ア 当時者への支援施策・相談窓口等の周知										
* 85 福祉子どもみらい局 共生推進本部室 困難な問題を抱えたときに利用できる制度及び相談ができる各種相談窓口を、様々な方法で周知・啓発します。										
* 86 各所管部局・県警察本部・市町村 各室課所・県警察本部 困難な問題を抱えたときに利用できる制度及び相談ができる各種相談窓口を、様々な方法で周知・啓発します。										
施策の内容 イ 県民への啓発活動の充実強化										
* 87 福祉子どもみらい局 共生推進本部室 当事者の現状及びその支援について、広く県民に理解を深めるための啓発を行います。										
88 福祉子どもみらい局 ①かながわ男女共同参画センター ②共生推進本部室 暴力防止について、精神的暴力・経済的暴力・社会的暴力・性的暴力も暴力であり、心身に有害な影響を及ぼすことを周知し、当事者が支援につながる社会的土壌を構築するため、啓発冊子の作成・配布、インターネット動画、イベントの実施など、より多くの県民に情報が届くための効果的な方法により周知・啓発します。 また、男性、若年者、外国人、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることも啓発します。										
89 福祉子どもみらい局 かながわ男女共同参画センター 女性向けDV防止啓発講座や男性向けDV防止啓発講座など、DVの定義や暴力の形態、心やからだへの影響などに関する講座等を開催し、DVについて広く県民に周知するなど、啓発活動の充実に努めます。										
90 福祉子どもみらい局 ①かながわ男女共同参画センター ②共生推進本部室 DVが子どもに及ぼす影響(面前DV)についての理解を深めるための啓発を行います。										

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
困窮状態にある当事者に対して、本人の希望に応じて生活必需品を提供した。 生活状況や現在の困りごとなどを伺って相談窓口等の情報提供を行った。	引き続き女性支援者研修参加団体等に周知し、生活用品配布希望団体への配布を継続する
困難な問題を抱えたときに相談ができる各種相談窓口を周知・啓発した。	困難な問題を抱えたときに相談ができる各種相談窓口をSNS等を活用し、周知・啓発する。
<p>【医療保険課】国民健康保険を利用するための相談窓口を、ホームページを通じて広報している。</p> <p>【かながわ依存症ポータルサイト（がん・疾病対策課）】 アクセス件数64,455件</p> <p>【いのちのほっとライン（がん・疾病対策課）】 名刺サイズの周知カードを作り関係機関に配布している。また、X（旧twitter）、Instagramでの広告を行い相談窓口の普及に努めている。</p> <p>【こころの電話相談（精神保健福祉センター）】相談件数63,468件</p> <p>【依存症電話・面接相談（精神保健福祉センター）】 電話相談件数 380件、面接相談件数 78件</p> <p>【県警生活保安課】各種相談窓口について、県警ホームページに掲載するほか、県内全所属にポスター、8カ国の外国語で記載されたリーフレットを配布して周知を図っている。</p> <p>【県警被害者支援室】被害相談窓口を広く県民に知らせるため、ポスター、リーフレット、テレビ、ラジオ、新聞、県の広報紙等による広報活動を実施するとともに、ホームページ、デジタルサイネージ等への広報活動を実施した。</p> <p>【県警人身安全対策課】県警ホームページへの相談窓口の掲載を実施した</p> <p>【かながわ男女共同参画センター】窓口案内カード34,000部、多言語DV相談窓口案内リーフレット18,200部、DV防止啓発冊子16,000部、男性相談窓口リーフレット10,000部の作成・配布、HP、県の広報紙の活用などにより、暴力防止の周知啓発を実施した。</p> <p>【保健福祉事務所】窓口を広く県民に知らせるため、ポスターを掲示し、リーフレットを配架、所の女性トイレに啓発品を置き周知した。</p> <p>【青少年課】ひきこもりや、子ども・若者にかかる相談窓口を紹介する周知カードを20,000枚作成し、市町村、ハローワーク、県内のインターネットカフェ等へ配布した。</p> <p>【高齢福祉課】ケアラー、ヤングケアラーを対象とした相談窓口等の広報のため、県内に営業所のあるバス会社9社の路線及び地域情報誌に1か月間広告を掲出。・バス広告 3,963枚・地域情報誌枠広告 1,394,220枚 県内企業内福祉推進者へケアラー、ヤングケアラーに関するリーフレットを配布・配布部数：1560部</p> <p>県との包括提携協定に基づきイオン株式会社の店舗にケアラー、ヤングケアラーに関するリーフレットを1か月間配架。・配架部数：1,450部</p> <p>【私学振興課】私立学校に対する相談者に利用できる制度及び相談ができる各種相談窓口を提供した。</p>	<p>【医療保険課】引き続き、ホームページを通じて分かりやすく記載することに努める。</p> <p>【かながわ依存症ポータルサイト（がん・疾病対策課）】開設時から順調にアクセス数は増加している。引き続き、支援を必要とする人が相談機関等につながることができるよう周知に努める。</p> <p>【いのちのほっとライン（がん・疾病対策課）】令和6年度におけるSNS広告からのLINE相談遷移数は553件となっている。令和7年度からはLINEにも広告を投稿しさらなる普及啓発に努めたい。</p> <p>【こころの電話相談（精神保健福祉センター）】緊急回線を取り入れつながり易くした。引き続き実施していく。</p> <p>【依存症電話・面接相談（精神保健福祉センター）】依存症電話・面接相談件数は増加した。今後も相談周知を実施していく。</p> <p>【県警生活保安課】今後も継続して広報啓発及び部内職員への教養を行う。</p> <p>【県警被害者支援室】SNSによる広報の導入を検討していく。</p> <p>【かながわ男女共同参画センター】今後も各種リーフレット等の作成及び配布を継続し、相談窓口等の周知を進めていく。</p> <p>【県警人身安全対策課】ポスター、リーフレット等の窓口等への配置</p> <p>【保健福祉事務所】窓口を広く県民に知らせるため、ポスターを掲示し、リーフレット、啓発用の物品等を配架する。</p> <p>【青少年課】相談件数は増加傾向にあり、周知の効果が出ている。今後も、対象者やその家族の目にとまりやすい配布先を開拓するなど、周知の工夫をしていく。</p> <p>【高齢福祉課】相談件数やLINEの友だち登録者数の増加につながり、認知度向上に貢献した。</p> <p>【私学振興課】引き続き、様々な相談内容に対して利用できる制度や各種相談窓口の提供を継続していく。</p>
困難女性等の現状及びその支援について、広く県民に理解を深めるための啓発を行った。	困難女性等の現状及びその支援について、広く県民に理解を深めるための啓発を行う。
<p>①DV防止啓発冊子や窓口案内カード等を作成し、県内市町村（福祉、相談窓口等）、警察署、公立図書館、医療機関等で配布した。また、外国籍県民向けに、多言語DV相談窓口の案内チラシを作成し、出入国在留管理庁、警察署等で配布した。</p> <p>②庁舎のパープルライトアップ等により、暴力防止の周知啓発を実施した。</p>	<p>①DV防止啓発冊子等の作成・配布及びホームページの掲載により、県民への暴力防止啓発活動を図っていく。</p> <p>②庁舎のパープルライトアップ及びパープルリボンバッチの着用等を行い、女性に対する暴力防止の周知啓発を実施する。</p>
年4回DV防止啓発講座を実施し、第1～3回は女性向け講座で延べ45名参加し、第4回は男性向け講座で22名の参加があった。	今後も、女性向け・男性向けDV防止啓発講座を実施し、県民へのDV防止啓発活動を図っていく。
<p>①DV防止啓発冊子で、面前DVは子どもの心身にも様々な影響があることや、児童虐待防止法では、子どもへの虐待として禁止していることを明記し周知啓発を行った。</p> <p>②DVが子どもに及ぼす影響（面前DV）について理解を深めるための啓発を行った。</p>	<p>①DV防止啓発冊子等を活用し、面前DVは子どもへの虐待であることや、DVが子どもに及ぼす影響についての理解を深めるための周知啓発を継続する。</p> <p>②県民ニーズ調査を活用し、DVが子どもに及ぼす影響（面前DV）についての理解を深めるための啓発を行います。</p>

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容				
■	■	■	■	■	91	228	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVの未然防止のために、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発を行います。	暴力の未然防止のために、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発を行います。				
					92		くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等の置かれた状況や、SNSへの投稿・情報拡散等による二次被害の深刻さをはじめ、支援や配慮の必要性等について理解を深めるための普及啓発を行います。	犯罪被害者週間にあわせた広報や、「犯罪被害者等支援キャンペーン」、犯罪被害者等理解促進講座の実施等の普及啓発事業等を通じて、犯罪被害者についての理解の促進を図ります				
					*	93	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	性的マイノリティに対する理解を深めるため、学校や企業、団体等、研修を希望する方に対して講師を派遣し、啓発を行います。	私立学校の生徒や教員、その他企業、団体等、性的マイノリティの研修を希望する方に対して講師を派遣し、その謝礼を県が負担する。				
施策の内容 ウ 県職員への支援施策の周知														
■	■	■	■	■	*	94	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	関係課で現状や支援策等の情報を共有し、困難な問題を抱える女性等への支援に役立てます。	庁内に向けて、困難女性等の現状、支援策等の情報を共有します。				
主要施策(2) 未然防止に向けた意識啓発														
施策の内容 ア 学校教育等における啓発の推進														
■	■	■	■	■	95		教育局	①行政課 ②行政課(県立学校) ③高校教育課 ④保健体育課 ⑤子ども教育支援課 ⑥学校支援課 ⑦特別支援教育課 ⑧生涯学習課 ⑨総合教育センター	学校等において、暴力・性暴力はどんな場合でも人権侵害であるということについての教育(人権教育・生命(いのち)の安全教育等)を推進します。	学校等において、交際相手等からの暴力の防止に資するよう、人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育の取組み。交際相手からの暴力への対応に関する啓発の実施及び相談窓口の周知。				

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
<p>年4回実施しているDV防止啓発講座と、中学生、高校生を対象に年10回実施しているデートDV防止啓発講座において、DVに関する基礎知識を学び、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発を実施した。</p>	<p>DV防止啓発講座及びデートDV防止啓発講座の実施により、DVの未然防止に向けた啓発を継続する。</p>
<p>県警察及び民間支援団体と連携し、犯罪被害者等支援キャンペーンの実施 R6.11.15～R6.12.1 5日間 県内5箇所で実施 市町村や学校、団体等と連携し、犯罪被害者等の声を伝え、理解の促進を図る講座を14回開催した。</p>	<p>・引き続き、犯罪被害者等支援キャンペーンや理解促進講座を通して、犯罪被害者等への理解促進に努める。</p>
<p>性的マイノリティ専門講師派遣 6回実施</p>	<p>【効果】 私立学校・企業・団体向けに性的マイノリティに関する専門講師派遣を行うことができた。継続して申込みを行う団体もある。 【課題】 認知度が低い。 【方向性】 継続する 外部団体と協力しながら引き続き講師派遣を行う。 企業や団体の職員向け研修での活用を促すため、企業団体のメーリングリストを活用して周知・広報を強化する。</p>
<p>府内に向けて、困難女性等の現状、支援策等の情報を共有した。</p>	<p>関係課で現状や支援策等の情報を共有し、困難な問題を抱える女性等への支援に役立てる。</p>
<p>人権教育関係等(①、②、③、⑦、⑧、⑨) ①各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回)・県立学校人権教育校内研修会(4校) ②各県立学校に設置している人権相談窓口において、デートDVについての相談を受け付けた(52件) ③教育課程研究推進委員(道徳教育部門)の取組として、生徒の自己肯定感を高める手法を研究し、公開研究授業を行った。実際に県立学校等における授業で実践することで、生徒の自己肯定感を高める教育の取組を実施した。 ⑦指導主事の学校訪問において人権教育の取組状況を確認し、指導助言を行うことで人権教育を推進してきた。引き続き、各校の実情に合わせて人権教育の推進に努めていきたい。 ⑧人権教育の取り組みや相談窓口を掲載した「PTA活動のためのハンドブック」を改訂し、PTA団体等に対して周知啓発を行った。 ⑨指定研修・自己研鑽研修「児童・生徒の犯罪被害防止教育研修講座」神奈川県警察本部から外部講師を招き、学校としてできること、関係機関と密接な連携を図ることなどをテーマに講義を進めた。 ・「県立学校(県立高等学校・特別支援学校・中等教育学校対象)におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談窓口掲示用啓発ポスター」及び、「相談窓口周知カード」を作成し、配付を行った。 ・「セクシュアル・ハラスメント及び交際相手等からの暴力防止に向けた啓発用リーフレット」を作成し、県立学校全児童・生徒へ配付した。(県立高等学校「全日制・定時制・通信制」県立中等教育学校「後期課程」は電子資料配付、県立特別支援学校は紙資料配付) 生命(いのち)の安全教育関係(①～⑨) ①各種研修会において、「生命(いのち)の安全教育」に触れた講義を実施した。 ④児童・生徒が、性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないようすることを目的とした生命(いのち)の安全教育について、各会議を通して県立学校の教諭や市町村教育委員会の指導主事等に取組の推進を働きかけると共に、多様な校種における実践事例を県ホームページに掲載した。 ⑥企業協力による携帯電話教室の実施を通して、子どもたちが携帯電話等の安全な使い方に係る知識やマナーに関する理解を深め、様々なトラブルに巻き込まれないよう、啓発を図った。 ⑨新任総括教諭等研修講座(小学校)(中学校)の「かながわの教育施策」において、「いのちの授業」ハンドブックを紹介し、道徳教育の重要性について意識啓発を行った。教員志望者を対象とした「かながわティーチャーズカレッジ」のかながわ教育学講座「道徳教育」、特別講座1(小学校)において、内容に触れた。</p>	<p>人権教育関係等(①、②、③、⑦、⑧、⑨) ①外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。引き続き事業を実施していく。 ②校内における相談窓口で相談を受け付け、児童・生徒が安心して過ごせるよう努めた。引き続き児童・生徒が相談しやすい環境を整えていく。 ③生徒の自己肯定感を高める教育の取組を実践できた。引き続き、人権尊重の意識を高める教育啓発に取り組んでいく。 ⑦指導主事の学校訪問において人権教育の取組状況を確認し、指導助言を行うことで人権教育を推進してきた。引き続き、各校の実情に合わせて人権教育の推進に努めていきたい。 ⑧「PTA活動のためのハンドブック」については各PTA団体において活動の手引きとして利用されている。今後とも、掲載内容について見直しを行うとともに、周知啓発に努めていく。 ⑨「児童・生徒の犯罪被害防止教育研修講座」受講者の振り返りからは、「学年・グループでの生徒情報の共有を行い、初動を見極めていきたい。」などの記述もみられたことから、組織として対応する重要性を理解できたと考えられる。 今後も外部講師との連携を進めていきたい。 受講者：指定研修154名、自己研鑽研修7名 ・ポスター及び周知カードにおいては、連絡先がわかりやすく示されている等の声が寄せられている。啓発用リーフレットにおいては、電子資料で送付することで、いつでも見ることができる環境を整えた。 ・各相談機関の最新の情報を集約しているが、相手先の都合により、年度途中で連絡先・連絡方法が変更される事案があり、掲載内容の変更の対応を行った。今後も丁寧な情報収集に努めていく。 生命(いのち)の安全教育関係(①～⑨) ①各種研修会において、「生命(いのち)の安全教育」に触れた講義を実施する。 ④年間を通して16回の会議において、生命(いのち)の安全教育の取組の推進を働きかけた。県ホームページに掲載した実践事例を、各県立学校や市町村教育委員会と共有し、引き続き、生命(いのち)の安全教育の取組を推進していく。 ⑥今後も携帯電話教室を実施し、携帯電話等の適切な使い方等についての啓発に努めていく。 ⑨引き続き、新任総括教諭等研修講座(小学校)(中学校)や教員志望者を対象とした「かながわティーチャーズカレッジ」の講座において、ハンドブックの紹介や道徳教育の重要性について、意識啓発に取り組む。 受講者：新任総括教諭等研修講座(小学校97名、中学校82名)、かながわティーチャーズカレッジ受講者360名※開講時</p>

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
施策の内容 イ 交際相手からの暴力(デートDV)に関する啓発										
					96		①②福祉子どもみらい局 ③④教育局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③総合教育センター ④行政課(県立学校)	中学生・高校生に、交際相手からの暴力(デートDV)防止の啓発と相談窓口の周知を行い、併せて男性、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることを啓発するなど、若年者に向けた周知・啓発に取り組みます。	若年者向けの交際相手等からの暴力に関する啓発の実施及び相談窓口の周知を行う。
					97	37	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DV被害の若年齢化を踏まえ、被害者支援等に取り組んでいる民間団体のスタッフ等を講師に、学校等の教育現場でのDV防止啓発事業を実施します。	デートDV防止に取り組む民間団体と連携し、中学校・高校等の学校へ講師を派遣することで、若年層からのDV防止を啓発する。
					98		教育局	行政課	県立高校において、教職員に向けて、交際相手からの暴力(デートDV)を含む人権研修を実施します。	教職員に向けて、交際相手からの暴力をテーマとした人権研修を実施する。
施策の内容 ウ 様々な困難の未然防止										
			*		99		福祉子どもみらい局	生活援護課	生活困窮に関する県民意識を高め、支援情報を知る機会をつくることで、生活困窮の未然防止や困りごとを抱えたとき円滑に支援につながるよう、生活支援に係る出前講座を地域コミュニティと連携して実施します。	生活困窮の未然防止や困りごとを抱えたとき円滑に支援につながるよう、家計改善や就労など、生活支援に係る出前講座を地域コミュニティと連携して実施する。
			*		100		健康医療局	健康増進課	プレコンセプションケア(将来の妊娠のために正しい健康管理を行うこと)や女性特有の更年期障害、リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含めた、性と生殖に関する知識の普及啓発とライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施します。	性や妊娠に関する悩みを抱えた県民に対する健康相談や正しい知識の普及啓発のための健康教育を実施する。
重点目標3 安心して相談できる体制の整備										
施策の方向5 相談支援の充実										
主要施策(1) 女性相談窓口の充実										
施策の内容 ア 女性相談支援員による相談支援										
			*		101		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性相談支援員を配置し、相談・情報提供・連絡調整等を行い、当事者に寄り添いながらその意思決定を支援します。	女性相談支援員による相談支援を行う。
			*		102		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	県女性相談支援員による相談体制の充実を図ります。	県保健福祉事務所を中心に女性相談支援員による相談体制を充実させる。
施策の内容 イ 女性のための総合相談窓口の設置										
			*		103		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	<政策レビュー事業> 民間支援団体の知見を活用し、困難を抱える女性の早期発見から相談、専門相談窓口への付き添い等、課題解決に向けて、寄り添った支援を実施します。	困難を抱える女性の発見から相談、課題の整理、同行支援と居場所の設置により必要な支援へのつながりをサポートする女性総合相談窓口を実施します。
			*		104		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送る上で起こる様々な困難な問題を抱える女性への相談を実施します。	経済、職業、住宅、家族など、日常生活を送る上で起こる様々な困難な問題を抱える女性からの電話相談を受ける。(DVに関する問題を除く)
施策の内容 ウ 女性支援施策と関係が深い相談支援の推進										
			*		105		福祉子どもみらい局	生活援護課	生活の様々な困りごとに関する制度や相談窓口の情報を一元化した総合サポートサイトを運営します。	暮らし、仕事、子育て、介護など、生活の様々な困りごとに関する制度や相談窓口等の情報を一元化した総合サポートサイト「さぽなびかながわ」を運営する。
			*		106	224	暮らし安全防災局	暮らし安全交通課	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営し、性犯罪・性暴力の被害者等(男性や性的マイノリティを含む)の相談支援を実施します。	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営し、性犯罪・性暴力の被害者等からの相談に対応するとともに、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を実施します。
			*		107	223, 41	暮らし安全防災局	暮らし安全交通課	(再掲)41	(再掲)41

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
<p>①・LINE広告等を活用して、LINE相談窓口を周知した。 ・データDV防止のための大学向けのライフキャリア教育啓発資料(DVD)を県内の大学等に配布した。</p> <p>②データDV防止啓発冊子を作成し、県内の高等学校等1年生に配布した。データDVに気づいてもらえるよう短編動画を令和2年度に作成し、令和6年度も引き続き配信した。中学生、高校生を対象に実施しているデータDV防止啓発講座を10回実施し、1,230人が参加した。</p> <p>③「セクシュアル・ハラスメント及び交際相手等からの暴力防止に向けた啓発用リーフレット」を作成し、県立学校全児童・生徒へ配付した。(県立高等学校「全日制・定時制・通信制」県立中等教育学校「後期課程」は電子資料配付、県立特別支援学校は紙資料配付)</p> <p>④各県立学校に設置している人権相談窓口において、データDVについての相談を受け付けた(52件)。</p>	<p>①中学生・高校生に、交際相手からの暴力(データDV)防止の啓発と相談窓口の周知を行い、併せて男性、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティなど多様な被害者がいることを啓発するなど、若年者に向けた周知・啓発に取り組む。</p> <p>②今後もデータDVに関する知識を県内の高校生等に周知し、データDV防止啓発を図っていく。</p> <p>③啓発用リーフレットにおいては、電子資料で送付することで、いつでも見ることができる環境を整えた。 引き続き、学校の実態に応じた方法で資料の配付を行い、啓発活動を進めていく。</p> <p>④引き続き児童・生徒が相談しやすい環境を整えていく。</p>
データDV防止に取り組む民間団体と連携し、中学校・高校等の学校へ講師を派遣するデータDV防止啓発講座を10回開催し、1,230名の中学生・高校生の参加があった。	データDVに関する知識を県内の中学生・高校生等に周知する等、今後も若年層へのDV防止啓発を実施する。
各研修において、交際相手からの暴力の問題について取り上げた。 ・人権教育指導者養成研修講座(1回) ・県立学校人権教育校内研修会(4校)	外部講師を招いた研修の実施により、県内の指導主事、県立学校教職員等の意識啓発を行うことができた。引き続き事業を実施していく。
生活困窮者支援に取り組むNPO等と連携して地域コミュニティでの出前講座による普及啓発を実施した。 実施回数:5回(令和6年度)	出前講座について、当初目標としていた各回30名以上の参加については概ね達成できた。今後は町村エリアにより深く本事業が届くよう地域コミュニティとの連携や出前講座開催の周知に力を入れる。
・健康教育(63回実施、延参加人数5,832人) ・企業向け出前講座(18回実施、延参加人数491人)	・健康教育で使用する資料内容について見直すことで、学生層に応じた適切な普及啓発に努めた。 ・健康教育の充実や周知の強化を図り、普及啓発を進めていく。
女性相談支援員による相談支援を行った。	女性相談支援員は支援の要となることから、能力向上に努めつつ、よりよい支援となるよう努めていく。
県保健福祉事務所を中心に女性相談支援員による相談体制を3名増員した。	女性支援法が施行され適切な相談体制がとれるよう、引き続き相談状況を注視していく。
困難を抱える女性の発見から相談、課題の整理、同行支援と居場所の設置により必要な支援へのつながりをサポートする女性総合相談窓口を実施した。 電話相談 3,115件、メール相談 1,398件、来所相談 103件、同行・他機関調整 266件、訪問 8件、LINE相談 873件、その他 247件	民間支援団体の知見を活用し、困難を抱える女性の早期発見から相談、専門相談窓口への付き添い等、課題解決に向けて、寄り添った支援を実施することができたが、困難な問題を抱える女性からの相談は増加している。 引き続き、同行支援と居場所の設置などで当事者に寄り添いきめ細かい支援を行うとともに、公的支援へのつながりをサポートを行う。
日常生活を送る上で起こる様々な困難な問題を抱える女性からの電話相談を受けた。(1,707件)	困難な問題を抱える女性への支援の入口として、幅広い相談を受け、課題の解決・軽減を図る。
生活支援に係る様々な支援制度、相談窓口及び支援団体等を案内する困りごとサポートサイト「さぽなび かながわ」を運用した。 また、孤独孤立対策ポータルサイトを「さぽなび かながわ」内に開設した閲覧数 99,356ビュー(令和6年度)	年間を通じて支援制度等の情報を発信するとともに、支援団体等の取材や、新たに孤独・孤立対策ポータルサイトを開設し、地域の孤独・孤立対策やつながりづくりの情報等を収集・掲載することで、コンテンツが充実した。
かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を運営し、24時間365日対応の電話相談や情報提供、必要に応じた支援を提供した。また、令和6年7月からは「かながわ性被害相談LINE」を開設し、SNSによる相談を実施した。 相談:2,365件 支援:388件	刑法改正等により、これまで以上に子ども・若者からの相談が増えることが見込まれるため、より子ども・若者が相談しやすい相談・支援体制の充実を図る必要がある。
(再掲)41	(再掲)41

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
				*	108		健康医療局	健康増進課	若年妊婦等の予期しない妊娠や出産に関する悩みについて、SNSや電話等を活用した相談支援を実施します。また、訪問型支援や産科医療機関等への同行支援等を行います。	若年妊婦等が抱える予期しない妊娠や出産に関する悩みや不安を軽減するため、SNSアプリLINEや電話等を活用した相談支援を行う。また、若年妊婦等の居住地等への訪問型支援及び産科医療機関等への同行支援、妊娠判定に係る費用の助成を行う。
				*	109		健康医療局	健康増進課	不妊・不育の悩みについて、専門家による治療等に関する相談支援を実施します。	不妊・不育に悩む県民に対して、専門の産婦人科医・助産師・臨床心理士による相談支援を実施する。
				*	110		健康医療局	健康増進課	<政策レビュー事業> 10代～20代の若年層に対するプレコンセプションケアの推進のため、専門家によるオンライン相談を実施し、県民が健やかな妊娠・出産を行うことのできる環境整備を図ります。	妊娠・出産の正しい知識の普及啓発を目的としたホームページ「丘の上の医者さん」の機能強化を行い、若年層のアクセスを促し、サイトを通じた産婦人科医・助産師によるオンライン相談を実施する。
				*	111		福祉子どもみらい局	生活援護課	生活困窮の課題解決に必要な支援を当事者と一緒に考え、支援プランを作成し、関係機関と連携した支援を実施します。	生活困窮の課題解決に必要な支援を当事者と一緒に考え、支援プランを作成し、関係機関と連携した支援を実施する。
				*	112		健康医療局	がん・疾病対策課 (精神保健福祉センター)	アルコールや薬物などの依存症の方とその家族・友人及び関係機関の方のための相談支援を実施します。	アルコールや薬物などの依存症の方や、その家族・友人及び関係機関の方々からの依存症に関する相談に対応する。情報提供及び相談機関の案内なども行う。
				*	113		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭へ、SNSを活用した相談支援を実施します。	無料通信アプリ「LINE」を利用した相談窓口を運営し、ひとり親家庭からの相談を受け付ける。
				*	114		福祉子どもみらい局	①青少年課 ②青少年センター	子ども・若者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な相談支援を実施します。	①子ども・若者及び家族等が抱える悩みについて、SNS(LINE)上で相談窓口を開設し、より身近に相談できる環境を提供する。 ②「かながわ子ども・若者総合相談センター」を設置し、子ども・若者(おおむね39歳)の様々な悩みについての一次総合相談窓口として支援を行う。
				*	115		福祉子どもみらい局	①青少年課 ②青少年センター	ひきこもりの当事者及び家族等が抱える悩みについて、電話、対面、SNS等、多様な相談支援を実施します。	①ひきこもりの当事者及び家族等が抱える悩みについて、SNS(LINE)上で相談窓口を開設し、より身近に相談できる環境を提供する。 ②「神奈川県ひきこもり地域支援センター」において、年齢を問わず、ひきこもりでお悩みの方や家族等の相談窓口として支援を行う。
				*	116		文化スポーツ観光局	国際課	外国籍県民等の生活を支援するため、多言語での相談・助言・情報提供を行います。	外国籍県民の生活を支援するため、相談・助言・情報提供を行う。 【一般・法律相談】 対応言語: 英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語 【教育相談】 対応言語: 中国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語、やさしい日本語
				*	117		文化スポーツ観光局	国際課	外国籍県民等の生活を支援するため、多言語での相談・助言・情報提供を行います。	外国籍県民が安心・安全に過ごすことができるようホームページで多言語による情報提供とコールセンターで11言語で問合せの対応を行う。 【対応言語】 英語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、タイ語、インドネシア語、やさしい日本語

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
妊娠SOSかながわ(延相談件数1,485件、アウトリーチ相談支援人数1人)	妊娠SOSかながわは、相談時間の拡大や、電話番号のフリーダイヤル化など、相談体制の充実に努めた。
不妊・不育専門相談センター(相談件数97件、延相談人数105人)	不妊・不育専門相談センターについて、ホームページ等の記載内容を見直し、周知を進める。
ホームページ「丘の上のお医者さん」(アクセス数402,838件) オンラインでのプレコンセプションケア相談(相談件数287件)	令和6年度からSNSを活用して広報することなどにより、普及啓発に努めた。 ホームページのコンテンツを充実させることで、普及啓発を進める。
相談者から丁寧に話を聞き、本人を中心とした課題解決に向け、支援プランを作成した。 新規相談件数:419件、プラン作成数:112件	生活困窮者に対する支援を実施することができた一方、依然として複合的な困難を訴える相談者も多く存在しており、継続した支援を行っていく。
依存症電話相談 380件 依存症面接相談 78件	昨年度より件数が増加した。 引き続き相談や周知を実施していく。
かながわひとり親家庭相談LINE 相談件数1,068件	ひとり親家庭を対象に、いつでも気軽に相談できる窓口として、相談を実施した。 引き続き、周知・広報を行い、登録者数を増やすとともに、相談対応の向上に努める。
①かながわ子ども・若者総合相談LINE 相談件数2,832件 ②「かながわ子ども・若者総合相談センター」において、困難な問題を抱える女性等を含め、子ども・若者及び家族等が抱える悩みについて、電話及び対面による相談を実施した。 電話相談 2380件、面接相談 255件	①相談直後のアンケートでは、相談者の大半が「相談が役に立った」と回答しており、課題解決等につながった。未だ相談支援につながっていない者が、一人でも多く相談窓口につながるよう、引き続き相談窓口の周知に努める。 ②困難な問題を抱える女性等をはじめ、子ども・若者及び家族等の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供や紹介を行うなど、他機関と連携した相談業務を行った。 困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が必要である。今後も、引き続き、電話及び面接相談を実施するとともに、困難な問題を抱える女性等を含め、子ども・若者及び家族等の相談においては、他機関と連携し支援する。
①かながわひきこもり相談LINE 相談件数936件 ②「神奈川県ひきこもり地域支援センター」において、困難な問題を抱える女性等を含め、ひきこもりの当事者及び家族等が抱える悩みについて、電話及び対面による相談を実施した。 電話相談 616件、面接相談 112件	①相談直後のアンケートでは、相談者の大半が「相談が役に立った」と回答しており、課題解決等につながった。未だ相談支援につながっていない者が、一人でも多く相談窓口につながるよう、引き続き相談窓口の周知に努める。 ②困難な問題を抱える女性等をはじめ、ひきこもりの当事者及び家族等の悩みを聴くとともに、必要に応じて適切な支援機関の情報提供や紹介を行うなど、他機関と連携した相談業務を行った。 困難な相談事例においては、精神科医師や臨床心理士等の専門的な助言を要するほか、市町村やNPO、関係機関との連携が必要である。今後も、引き続き、電話及び面接相談を実施するとともに、困難な問題を抱える女性等を含め、ひきこもりの当事者及び家族等の相談においては、他機関と連携し支援する。
相談件数 一般・法律相談 1,199件 教育相談 2,592件	(自己評価(効果・課題)) ○ 外国籍県民等への情報提供や相談対応を行うことで、言語や文化、習慣等の違いにより生じる生活上の諸問題の解決につなげることができた。 ○ 相談員研修会を実施することで、相談員のスキルアップや相談員相互の連携づくりの場を提供することができた。 ○ 関係機関との連絡会を開催し、各機関との連携・協力体制を強化することで、相談事業の充実を図った。 (今後の取組の方向性) ○ 引き続き、より多くの外国籍県民等の相談に対し、課題を解決するために役立つ情報を提供できるよう、県内外の相談窓口と連携しながら、安定した運営に努める。
窓口及びコールセンターによる問合せ対応 ・問合せ対応件数 測定中	(自己評価(効果・課題)) ○ 多言語支援センターかながわでは、11言語で外国籍県民からの問合せ対応を行い、情報支援を行うことができた。 (今後の取組の方向性) ○ 今後も外国籍県民等の増加が見込まれることから、引き続き、多言語での情報支援の充実に取り組む必要がある。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
				*	118		産業労働局	雇用労政課	外国人の労働問題に対応するため、専門相談員と通訳を配置して外国人労働相談を実施します。	かながわ労働センター及び同センター県央支所に専門相談員と通訳を配置し、外国人労働相談を実施する。
				*	119		福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付けます。	障害者差別に関する相談窓口を設置し、民間事業者から受けた不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関する相談を受け付け、事業所管課等に引き継ぐなど連携して取り組む。また、民間事業者からの合理的配慮の提供に関する相談も受け付けるなど、障害当事者と事業所双方の理解が促進されるよう相談窓口の周知に努める。
				*	120		福祉子どもみらい局	障害福祉課	医療的ケア児の家族及び支援者等に対する相談支援を実施します。	県内5箇所にかながわ医療的ケア児支援センター地域相談窓口(ブランチ)を設置して、医療的ケア児の家族及び支援者等からの相談に対応する。
				*	121		福祉子どもみらい局	障害福祉課	障がい者が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備するため、相談支援事業所や相談支援専門員を増やします。	相談支援事業所や相談支援専門員を増やすことで、障害者が身近な地域で相談支援を受けることができる体制を整備する。また、相談支援専門員が、様々な障害の種別や個々の状態、年齢、性別等について理解を深められるよう、研修等の人材育成の体制を充実させる。
				*	122		福祉子どもみらい局	①高齢福祉課、 ②子ども家庭課	ケアラー・ヤングケアラーからの相談を一元的に受け付ける相談窓口(SNSを活用した相談・電話による相談)を設けます。	ケアラー・ヤングケアラー(介護や看病等を必要とする身近な人をケアしている人)を対象に、ケアのこと、家庭や学校、進路のことなど、様々な相談を一元的に受け、その悩みを傾聴して受けとめるとともに、必要に応じて各種支援機関につなぐ。
				*	123		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	性的マイノリティ(LGBT等)の当事者及びその家族、支援機関への相談支援を実施します。また、区役所等の行政機関や福祉施設への同行支援を実施します。	①当事者及びその家族、支援機関の依頼に応じ、臨床心理士など専門相談員を派遣して性的マイノリティ(LGBT等)に特化した個別専門相談を実施するほか、区役所等の行政機関や福祉施設への同行支援を実施する。 ②SNSを利用した相談窓口を実施する。
			施策の内容	工	相談時等				における一時宿泊場所等の提供	
				*	124		①福祉子どもみらい局、②健康医療局	共生推進本部室、保健福祉事務所	<政策レビュー事業> 当事者の気持ちの整理がつかず、一時保護等の支援の方向性の自己決定が難しい場合に、安全確保等の必要な支援を行うため、一時的に宿泊場所を提供します。	暴力被害や居所の喪失等、緊急的課題を抱えた女性及び同伴する児童に対し、速やかな一時保護が難しい場合に、安全確保等の必要な支援を行うため、一時的に宿泊場所を提供する。
					125		暮らし安全防災局	暮らし安全交通課	犯罪被害直後の避難場所として、被害の態様や再被害の恐れなどを考慮した上で、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供します。	犯罪被害直後の避難場所として、犯罪被害者等の利便性に配慮したホテル等を提供する。
			主要施策(2)						県配偶者暴力相談支援センター等の相談機能の充実	
			施策の内容	ア	DV被害者の状況に応じた相談の実施					
					126		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③共生推進本部室	DV被害者が、状況に応じて相談ができるよう、電話・面接・SNS等多様な方法で相談支援を実施します。	①②被害者支援のための相談を実施する。 ③電話相談に抵抗がある被害者や若年層等が気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談(かながわDV相談LINE)を実施する。
					127		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	法律相談、精神保健相談等の専門相談を実施します。	法律相談、精神保健相談等の専門相談を実施する。
					128	39	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	多言語によるDV相談を民間団体と連携して実施します。	民間団体に委託し、多言語による被害者相談を実施する。

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
<p>かながわ労働センター（本所）においてスペイン語・中国語、ベトナム語、県央支所においてポルトガル語・スペイン語で、外国人労働相談を実施。相談件数:374件</p>	<p>令和7年4月からネパール語による相談を開始するなど、引き続き今後の需要の変化に応じて柔軟な相談体制の整備を検討しつつ、継続して実施していく。</p>
<p>令和6年度における障害者差別相談窓口で受理した差別相談は101件となり、相談窓口設置以来、過去最高値となった。また、相談1件あたりにかかる平均所要時間は63分であった。 障害者差別解消法の普及啓発については、チラシを県域市町村及び民生委員協議会へ配布するとともに、商連かながわの機関誌への広告掲載や（公社）神奈川県宅地建物取引業協会機関紙への記事掲載協力を得る等、民間事業者にも広く周知した。</p>	<p>差別相談については潜在化しているとされるものが多く、引き続き障害者差別相談窓口を周知する。不当な差別や合理的配慮の不提供とされる事例も多く、民間事業者に対しても引き続き、障害者差別解消法の普及啓発を行う。</p>
<p>令和6年度における障害者差別相談窓口で受理した差別相談は101件となり、相談窓口設置以来、過去最高値となった。また、相談1件あたりにかかる平均所要時間は63分であった。 障害者差別解消法の普及啓発については、チラシを県域市町村及び民生委員協議会へ配布するとともに、商連かながわの機関誌への広告掲載や（公社）神奈川県宅地建物取引業協会機関紙への記事掲載協力を得る等、民間事業者にも広く周知した。</p>	<p>差別相談については潜在化しているとされるもの多く、引き続き障害者差別相談窓口を周知する。不当な差別や合理的配慮の不提供とされる事例も多く、民間事業者に対しても引き続き、障害者差別解消法の普及啓発を行う。</p>
<p>令和6年度における障害者差別相談窓口で受理した差別相談は101件となり、相談窓口設置以来、過去最高値となった。また、相談1件あたりにかかる平均所要時間は63分であった。 障害者差別解消法の普及啓発については、チラシを県域市町村及び民生委員協議会へ配布するとともに、商連かながわの機関誌への広告掲載や（公社）神奈川県宅地建物取引業協会機関紙への記事掲載協力を得る等、民間事業者にも広く周知した。</p>	<p>差別相談については潜在化しているとされるもの多く、引き続き障害者差別相談窓口を周知する。不当な差別や合理的配慮の不提供とされる事例も多く、民間事業者に対しても引き続き、障害者差別解消法の普及啓発を行う。</p>
<p>①相談件数 ・SNS相談:363件 ・電話相談:54件 ②当該相談窓口に係る広報用カードを新たに作成した。カードは、県所管域の小6～高3までの児童・生徒に対して学校を通じて配布するほか、市町村や関係機関等でも配架することで、相談窓口の認知度向上を図った。</p>	<p>①相談窓口では、思いを傾聴するほか、必要に応じて具体的な支援窓口を紹介するなど、ケアラー専門の相談窓口として役割を果たすことができた。 一方で相談窓口の認知度向上及び相談を促す取組に課題があるため、引き続き広く周知していく、相談を必要とするケアラーの掘り起しを進めることで、相談受付件数を増やしていく。 ②今後は、カードの配布に加え、子ども・若者をターゲットにしたインターネット広告を行い、引き続き相談窓口の認知度向上に取り組んでいく。</p>
<p>①かながわSOGI派遣相談 派遣件数20件 ②かながわ性的マイノリティ相談LINE 相談件数311件</p>	<p>①【効果】 相談実施後のアンケートでは、「気持ちが落ち着いた」、「専門家と話せて参考になった」等の声をいただいている。 【課題】 認知度が低い。 【方向性】 継続する 外部団体と協力しながら引き続き相談員派遣を行う。 性的マイノリティに関する相談や交流会など、当事者が利用できるメニューを分かりやすくまとめたチラシ等を作成し、学校での配付のほか、イベント等で配布するなど、周知・広報を強化する。 ②【効果】 相談実施後のアンケートでは、「今回の相談が役にたった」の回答が8割を超える。 【課題】 開始から間もない事業であることもあり、当該相談LINEの認知度が低い。 【方向性】 継続する 性的マイノリティに関する相談や交流会など、当事者が利用できるメニューを分かりやすくまとめたチラシ等を作成し、学校での配付のほか、イベント等で配布するなど、周知・広報を強化する。</p>
<p>①暴力被害や居所の喪失等、緊急的課題を抱えた女性及び同伴する児童に対し、速やかな一時保護が難しい場合に、安全確保等の必要な支援を行うため、一時的に宿泊場所を提供した。 ②当事者の気持ちの整理がつかず、一時保護等の支援の方向性の自己決定が難しい場合に、安全確保等の必要な支援を行うため、一時的な宿泊場所を提供した。</p>	<p>①事業利用後の感想や支援者の意見をヒアリングし、改善点の洗い出しを行うとともに事業の活用を促す。新たな宿泊施設を開拓する。 ② 対象者がいる場合、一時的な宿泊施設利用により、安全確保や方向性の自己決定の機会を得ることができるよう、支援する。</p>
<p>・かながわ犯罪被害者サポートステーションでの支援の一環として、被害直後の緊急避難場所として、ホテル等の宿泊支援を2件実施した。</p>	<p>・引き続き、県警察や市町村等と連携して、一時避難できる機関を確保するとともに、一時避難後の情報提供等を充実する必要がある。</p>
<p>①電話・面接相談等を実施した(DV相談4737件)。 ②DV被害者支援のための相談を実施した。 ③電話相談に抵抗がある被害者や若年層等が気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談(かながわDV相談LINE)を実施した。 相談件数 3,629件</p>	<p>①被害者支援のための相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を行っていく。 ②DV被害者支援のための相談を実施し、被害者の状況に応じた相談支援を実施する。 ③電話相談に抵抗がある被害者や若年層等が気軽に相談できるよう、SNSを活用した相談(かながわDV相談LINE)を実施する。令和6年4月1日から男性の相談も実施する。</p>
<p>法律相談、精神保健相談等の専門相談を実施した(法律相談12件、精神保健相談2件、メンタルケア15件)。</p>	<p>専門相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を行っていく。</p>
<p>民間団体に委託し、月曜日～金曜日10:00～17:00、13言語によるDV相談を実施し、419件の相談を受けた。令和6年度から対応可能な言語数を8言語から13言語に増やし、より多くの相談ニーズに対応できるように改善した。</p>	<p>外国籍被害者向け多言語相談を継続して実施し、被害者の状況に応じた相談支援を継続する。</p>

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
					129		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	男性DV被害者相談を実施します。	男性被害者相談を実施する。
施策の内容 イ DV被害者支援のための情報収集・提供等										
					130		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	DV及び支援に必要な情報を収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等に提供します。	DV及び被害者支援に関し国の方策や関係機関の支援策について情報を収集し、国等作成マニュアル・資料等、市町村・福祉事務所、民間団体等への情報提供を行う。
					131		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	保護命令の申立てに関する助言や、書面の作成を行います。	保護命令の申し立てに関する助言や書面作成を行う。
施策の内容 ウ 休日・夜間緊急体制の確保										
					132		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	休日・夜間等、時間外の緊急対応の体制を確保し、県と警察等との緊密な連携・協力のもとに対応します。	警察等との緊密な連携・協力のもとで、休日夜間緊急対応を実施する。 休日夜間緊急対応人員を確保する。
					133		県警察本部	人身安全対策課	休日・夜間等、時間外の緊急対応の体制を確保し、県と警察等との緊密な連携・協力のもとに対応します。	警察本部及び警察署における体制の確立
				40	134		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	休日・夜間等における相談を民間団体と連携して実施します。	民間団体に委託し、土・日の夜間と祝日に相談を受ける週末ホットラインを実施する。
施策の内容 エ 加害者からの相談への対応										
					135		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	加害者も含めたDVに悩む男性のための相談を実施します。	DVに悩む男性のための相談を実施する。
主要施策(3) 一人ひとりに配慮した相談体制の充実										
施策の内容 ア 相談窓口における安全の確保と秘密保持										
					136		各所管部局・県警察本部・市町村	各室課所・県警察本部	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、加害者が窓口に来ることも想定し、安全対策を実施する。

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
男性被害者相談を実施し、676件の相談を受けた。	今後も男性被害者相談を継続する。 男性は相談することをためらったり、相談窓口があることを知らない可能性もあるため、周知を強化していく必要がある。
①DV及び被害者支援に関する国や関係機関の支援策について情報を収集し、国等作成マニュアル・資料等、市町村・福祉事務所、民間団体等への情報提供を行った。 ②職務関係者からの問い合わせ等に対し、情報提供等を行った。 ③DV及び被害者支援に必要な情報を収集し、関係機関等に情報提供を行った。	①DV及び被害者支援に関する国や関係機関の支援策について、市町村・福祉事務所、民間団体等と情報共有しの情報提供を行う。 ②職務関係者に向けた情報提供等を継続する。 ③DV及び被害者支援に関する情報収集し、市町村・福祉事務所、民間団体等への情報提供を行う。
①保護命令の申し立てに関する助言や書面提出請求に対する対応を行った（保護命令に関する裁判所への書面提出1件）。 ②保護命令の申立てに関する助言を行った。保護命令に関する書面作成は無かった。	①今後も相談者や裁判所等からの求めに応じ、助言や書面作成を継続する。 ②保護命令に関する助言・情報提供を行う。また、裁判所等からの請求に応じ書面作成をする。
休日・夜間等、時間外の緊急対応の体制を確保し、警察等との緊密な連携・協力のもと、当事者の緊急相談に応じた。	休日夜間の緊急対応人員を確保し、緊急相談に応じる。
休日夜間にかかわらず、体制を確立し対処した。	県民のニーズに沿った夜間休日体制の在り方を検討していく。
民間団体に委託し、土曜日・日曜日17:00～21:00、祝日9:00～21:00に、週末ホットラインとして、249件の相談を受けた。	週末ホットラインを実施し、休日・夜間等における被害者の緊急相談を継続する。
精神保健福祉士によるDVに悩む男性のための相談を、月・木18時～21時に実施し、69件の相談を受けた。	今後もDVに悩む男性のための相談を継続する。
【医療保険課】県内33市町村の国民健康保険の窓口において、困難な問題を抱える相談者の安全を確保しながら、柔軟な対応を行った。 【がん・疾病対策課】【いのちのほっとライン（がん・疾病対策課）】仕様書及び業務マニュアルを作成し、守秘義務について明記するとともに情報漏洩への対策を講じた。 【こころの電話相談（精神保健福祉センター）】相談件数 63,468件 【依存症電話・面接相談（精神保健福祉センター）】電話相談件数 380件、面接相談件数 78件 【かながわ男女共同参画センター】警備員の配置により安全確保を行った。 被害者の来所相談は入退室にも注意し面接室で実施した。 【県警被害者支援室】相談窓口における相談者の安全とプライバシーの確保に努め、加害者が窓口に来ることも想定し、安全対策を実施した。 【県警人身安全対策課】被害者等の安全の確保及びプライバシー保護に配慮し対応した。 【県警生活保安】県内全所属に外部から見通しの利かない相談用スペースを確保している。 【青少年課】ひきこもりや、子ども・若者の相談窓口において、相談者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務以外で使用しないなど、相談者のプライバシー保護に努めた。 【保健福祉事務所】相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、加害者が窓口に来ることも想定し、安全対策を実施した。 【高齢福祉課】ケアラー・ヤングケアラーからの相談を一元的に受け付ける匿名の相談窓口（SNSを活用した相談・電話による相談）を設置。 相談件数 ・SNS相談：363件 ・電話相談：54件 【私学振興課】私立学校に対する相談において、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備した。	【医療保険課】国民健康保険のみならず、健康保険等の他の医療保険制度を意識して、今後も相談者の安全を確保しながら柔軟な対応を行うこととする。 【がん・疾病対策課】【いのちのほっとライン（がん・疾病対策課）】令和7年度においても現状の体制を維持し、普及啓発や丁寧な相談対応を心がけていきたい。 【こころの電話相談（精神保健福祉センター）】緊急回線を取り入れつながり易くした。引き続き実施していく。 【依存症電話・面接相談（精神保健福祉センター）】依存症電話・面接相談件数は増加した。今後も相談周知を実施していく。 【こころの電話相談（精神保健福祉センター）】緊急回線を取り入れつながり易くした。引き続き実施していく。 【依存症電話・面接相談（精神保健福祉センター）】依存症電話・面接相談件数は増加した。今後も相談周知を実施していく。 【かながわ男女共同参画センター】相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談できる環境整備を継続する。 【県警生活保安課】今後も継続して広報啓発及び部内職員への教養を行い、相談者の安全とプライバシーの確保に努める。 【県警被害者支援室】可能な限り、相談室のような場所を確保して相談を受理するとともに、警察署等の立替え時に相談室を確保できるよう働きかける。 【県警人身安全対策課】関係者が多数いる場合の場所の確保が難しい場合があるため、その場でとれる最善な対応を工夫する必要がある。 【青少年課】相談者が安心して相談ができる環境を整備できた。引き続き、プライバシーに配慮した対応に努める。 【保健福祉事務所】相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、加害者が窓口に来ることも想定し、安全対策を実施する。 【高齢福祉課】相談窓口では、思いを傾聴するほか、必要に応じて具体的な支援窓口を紹介するなど、ケアラー専門の相談窓口として役割を果たすことができた。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
					137		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター	相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、相談者が安心して相談ができる環境を整備します。	会議・研修などの機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供等を実施する。
施策の内容 イ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮										
					138	175.	各所管部局・県各室課所・警察本部	D Vをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある若年者や障がい者、高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、当事者の立場に立った配慮を行います。	若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ等に適切な対応ができるよう、各種相談窓口の周知を行う。 丁寧、正確な聞き取りを行い、意向を把握した上で適切な助言をする。	
重点目標4 安心・安全が守られる保護体制の整備										
施策の方向6 当事者の安全確保を図るための一時保護等の支援										
主要施策(1) 女性相談支援センター等による一時保護の実施										
施策の内容 ア 一時保護体制の確保										
					139		福祉子どもみらい局	①女性相談支援センター ②共生推進本部室	市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な当事者に対して、本人の意思を尊重し、その状況に合わせた迅速かつ適切な一時保護を実施します。	市町村や民間団体と連携し、被害者本人の意思を尊重した迅速かつ適切な一時保護を実施する。
					140		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日・夜間ににおける一時保護に対応します。	休日夜間の支援体制と人員を確保し、一時保護に対応する。
					141		県警察本部	人身安全対策課	警察との緊密な連携・協力のもとに、休日・夜間ににおける一時保護に対応します。	被害者等の保護措置
					142		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	休日・夜間の受入体制など、適切に一時保護する体制を確保します。	休日夜間の受入体制及び一時保護体制を確保する。

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
<p>①会議・研修などの機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供等を実施した。 ②会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。 ③行政職員研修など、会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施した。</p>	<p>①相談者が安心して相談ができる環境を整備するため、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供等を実施する。 ②関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供等を継続する。 ③会議・研修の機会を捉えて、関係者向けに安全確保に関する情報交換・情報提供を実施する。</p>
<p>【医療保険課】県が作成している『国民健康保険事務の手引き』において、国通知を引用しながら対応方法を示し、県内33市町村へ周知した。 【がん・疾病対策課】【いのちのほっとライン（がん・疾病対策課）】 相談窓口の周知は3月、9月の自殺対策強化月間に置ける記者発表や、交通広告、SNS広告等幅広くより多くの人へ情報が届くように行つた。業務マニュアルにより希死念慮をはじめとした心の健康に関する相談について、LINE上でやり取りすることによる特融のリスク及びその対応について対策を講じている。 【こころの電話相談（精神保健福祉センター）】 相談件数 63,468件 【依存症電話・面接相談（精神保健福祉センター）】 電話相談件数 380件、面接相談件数 78件 【かながわ男女共同参画センター】外国籍被害者に対しては、13言語による多言語相談窓口案内チラシを作成し、配布するとともに、多言語相談窓口等において相談対応を行つた。障がい者等に対しても、相談対応の中で障がい者等であることがわかった場合には、適切な関係機関について情報提供を行うなどの対応を行つた。 【県警被害者支援室】外国人被害者等に対して、可能な限り翻訳機器を使用したり、本部通訳センターと連携して相談を受理するように努めた。 【県警生活保安】各種相談窓口について、県警ホームページに掲載するほか、県内全所属にポスター、8カ国の外国語で記載されたリーフレットを配布して周知を図つてはいる。 【人身安全対策課】若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティ等に適切な対応ができるよう、丁寧、正確な聞き取りを行い、意向を把握した上で適切に対応した。外国人に対し、通訳センターを利用した聞き取りを行う等し、意向を把握した上で対応を実施した。 【青少年課】ひきこもりや、子ども・若者の相談に関し、当事者に寄り添つた対応に努めた。 【保健福祉事務所】相談窓口における、相談者の安全とプライバシーの確保に努め、加害者が窓口に来ることも想定し、安全対策を実施した。外国人相談者に外国人専用窓口の案内や通訳手配を実施した。 【高齢福祉課】ケアラー、ヤングケアラーを対象とした相談窓口等の広報のため、県内に営業所のあるバス会社9社の路線及び地域情報誌に1か月間広告を掲出。・バス広告 3,963枚・地域情報誌枠広告 1,394,220枚 県内企業内福祉推進者へケアラー、ヤングケアラーに関するリーフレットを配布・配布部数:1,560部 県との包括提携協定に基づきイオン株式会社の店舗にケアラー、ヤングケアラーに関するリーフレットを1か月間配架。 ・配架部数:1,450部 【私学振興課】言葉や文化の違いにより孤立しやすい外国人や、性的マイノリティの方等が私立学校に対して相談する際に、本人の意向や状況等に寄り添つた配慮・対応を行つた。 </p>	<p>【医療保険課】国民健康保険の保険者である市町村の事務執行にあたり、必要な知識を周知し、円滑な業務遂行に貢献した。今後も、国の制度改正等に応じて『国民健康保険事務の手引き』を適宜更新し、県内市町村に対して制度の周知に努める。 【県警生活保安】今後も継続して広報啓発及び部内職員への教養を行い、相談者の意向を把握した上で適切な助言を行う。 【いのちのほっとライン（がん・疾病対策課）】 令和7年度においても現状の体制を維持し、普及啓発や丁寧な相談対応を心がけていきたい。 【こころの電話相談（精神保健福祉センター）】 緊急回線を取り入れつながり易くした。引き続き実施していく。 【依存症電話・面接相談（精神保健福祉センター）】 依存症電話・面接相談件数は増加した。今後も相談周知を実施していく。 【県警被害者支援室】被害者等が相談に来た時に必ず当該被害者等の言語を話せる通訳人を確実に確保できるわけではないので、今後そういう外国人被害者等における聞き取りの際の通訳人をどのように確保するかが課題である。 【かながわ男女共同参画センター】外国人、障がい者等が相談できる窓口について情報提供を行い、適切な対応を行つてはいる。 【保健福祉事務所】電話や来所の相談者に対し、丁寧、正確な聞き取りを行い、意向を把握した上で適切な助言を行う。 【人身安全対策課】外国人に対し、翻訳アプリを活用することが有効であるため、端末の個数確保が必要である。 【青少年課】相談直後のアンケートでは、相談者の大半が「相談が役に立った」と回答しており、課題解決等につながつた。未だ相談支援につながつていな者が、一人でも多く相談窓口につながるよう、引き続き相談窓口の周知に努める。 【高齢福祉課】相談件数やLINEの友だち登録者数の増加につながり、認知度向上に貢献した。 【私学振興課】引き続き、言葉や文化の違いにより孤立しやすい外国人や、性的マイノリティの方等の私立学校に対する相談において、本人の意向や状況等に寄り添つた配慮・対応を継続していく。 </p>
<p>①市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な当事者の意思に基づき、迅速かつ適切な一時保護を実施した。 一時保護件数 248件</p>	<p>①市町村や民間団体と連携し、一時保護が必要な当事者に対して、本人の意思を尊重し、迅速かつ適切な一時保護を実施する。 ②一時保護が必要な当事者に対して、本人の意思を尊重し、その状況に合わせた迅速かつ適切な一時保護を実施する。</p>
<p>警察との緊密な連携・協力のもと、休日・夜間における一時保護を実施した。</p>	<p>県警と連携・協力のもと、休日・夜間における一時保護に対応する。</p>
<p>関係機関と連携し、休日夜間における被害者等の一時保護の措置を執つた。</p>	<p>県行政と連携し、一時保護所及び民間シェルターの拡充を目指す必要がある。</p>
<p>休日・夜間の受入体制及び一時保護体制の確保に努めた。</p>	<p>休日・夜間の受入れ体制など、当事者を適切に一時保護する体制を確保する。</p>

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
施策の内容		イ 多様なケースに対応した一時保護の実施								
					143		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 ②女性相談支援センター	安全を最優先に置きつつ、一時保護の間、当事者の利便を必要以上に制限することがないよう、状況に応じて、通信機器の使用が可能な一時保護体制を整備します。	利用者の安全を最優先に置きつつ、一時保護利用者の利便を必要以上に制限することがないよう、利用者の状況に応じて通信機器の使用が可能な一時保護体制を整備する。
					144		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	母国語による支援が必要な外国人当事者に、状況に応じた一時保護を実施します。	子どもを同伴する被害者や母国語による支援が必要な外国人の被害者等について、一時保護委託を活用するなど、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。
					145		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	若年層や障がい者、高齢者、性的マイノリティ等、様々な配慮を必要とする当事者に対し、適切な保護体制の整備に努めます。	障害のある被害者や高齢者等、様々な配慮を必要とする被害者に対し、被害者の状況に応じた一時保護を実施する。
			*		146		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	当事者妊婦(特に若年層の特定妊婦)の緊急一時保護を実施します。また、安心・安全な出産に向け、支援体制を構築し、出産や育児についての情報提供を行い、心理的ケアを行います。産婦に対しては、心身のケアや育児のサポートなどの産後ケアを実施します。	行き場のない妊婦(特に若年層の特定妊婦)の緊急一時保護を実施する。安心安全な出産に向け、支援体制を構築し、出産や育児についての情報提供を行い、心理的ケアを行う。産婦に対して、心身のケアや育児のサポートなどの産後ケアを実施する。
			*		147	258	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター 共生推進本部室	＜政策レビュー事業＞ 当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します。	日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対して、当事者の意思を尊重し、状況等に応じた最適な支援を受けられるよう社会とのつながりを持った一時保護及び自立支援を行う。
施策の内容		ウ 一時保護利用者への支援								
					148		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	個々の状況に応じ、県、市町村、民間団体の連携によるケースカンファレンスを行い、支援方針を決めます。	被害者の個々の状況に応じケースカンファレンスを実施し、支援方針を決定する。
					149		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	看護師や心理士を配置し、健康面や心理面のケアを行います。	看護師や心理士を配置し、被害者の健康面や心理面のケアを実施する。
					150		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	保育士による日中保育や預かり保育を実施します。	保育士による日中保育や預かり保育を実施する。
					151		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	民間団体が行う同伴児童の保育を支援します。	民間団体が行う同伴児童の保育への補助を行う。
			*		152		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	栄養管理、食生活習慣の支援を行います。	食生活習慣の改善に向けてアドバイスを行う。
施策の内容		エ 医学的又は心理的ケアの実施								
	*	153	214		154		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施し、心身回復を支援します。	様々な困難な問題を抱える女性の健康回復支援を目的に、ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施する。
	*	154	215		155		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	自分自身の安全を守り、安心して生活するための支援プログラムを実施します。	様々な困難な問題を抱える若年層等を対象に、自分自身の安全を守り、安心して生活するための自立支援に繋がる情報提供を実施する。
					156	218	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	カウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供を行います。	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関等の情報の収集、提供による相談対応を行う。
施策の内容		オ 同伴児童への支援								
					156	235	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	同伴する子が教育を受ける権利が保障されるよう、学習支援員を配置し学習支援を行うとともに、必要な情報提供をします。	学習指導員を配置し、同伴児童への学習の機会を提供する。
					157		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	心理士を配置し、同伴児童の心理的ケアの充実を図ります。	心理士を配置し、同伴児童の心理的サポートを図る。
					158		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	DVや家族間暴力と児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	DV環境下にある児童の個々の状況に応じ、女性相談支援センター等と連携し、児童の支援に努める。
					159	229	福祉子どもみらい局	①女性相談支援センター ②児童相談所	DVや家族間暴力と児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所等との連携によるケースカンファレンスを実施するなど、同伴児童への支援の充実を図ります。	女性相談支援センターと児童相談所との連絡会やケースカンファレンスを実施するなど、連携して同伴児童への支援を実施する。

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
①利用者の安全を最優先に置きつつ、一時保護利用者の利便を必要以上に制限するがないよう、利用者の状況に応じて通信機器の使用が可能な一時保護体制を整備した。 ②利用者の安全を最優先に置きつつ、利用者の利便を必要以上に制限するがないよう、状況に応じて、通信機器の使用が可能な一時保護体制を整備した。	①デジタル技術の進展に伴い、通信機器の安全な使用についても新たな対応を求められることから、最新情報を把握しながら対応していく。 ②安全を最優先に置きつつ、利用者の利便を必要以上に制限するがないよう、支援の検討を継続する。引き続き、使用目的を限り、通信機器等の利用を行う。
母国語による支援が必要な外国籍の利用者に対し、民間団体と連携し、状況に応じた一時保護を実施した。	民間団体と連携し、外国籍の利用者の状況に応じた一時保護を実施する。
様々な配慮を必要とする利用者に対し、関係機関と連携しながら、利用者の状況に応じた一時保護を実施した。	様々な配慮を必要とする利用者に対し、適切な保護体制の整備に努め、利用者の状況に応じた一時保護を実施する。
妊娠婦等の緊急一時保護を実施した。妊娠については、安心・安全な出産に向け、支援体制を整備し、出産や育児についての情報提供や心理的ケアを実施した。産婦に対しては、心身のケアや育児に関する情報提供を行い、育児のサポート等、産後ケアを実施した。	若年層の特定妊娠を含む妊娠婦の緊急一時保護を行い、安心安全な出産や育児ができるよう、支援体制を整備する。出産や育児についての相談・情報提供を行い、心理的ケアに努める。
当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施するため、令和7年1月に女性のための新たな支援施設「わたしのお家」を立ち上げた。 ＜利用実績＞ 令和7年1月～3月 3件	引き続き、困難な問題を抱える女性のニーズを把握しつつ、女性支援法の理念に沿った支援を実施していく。
利用者の個々の状況に応じ関係機関と連携し、ケースカンファレンスを行い、本人の意思を尊重した支援方針をたてた。	利用者の個々の状況に応じ、ケースカンファレンスを実施し、本人の意向を尊重した支援方針を決定する。
看護師や心理士を配置し、利用者の健康面や心理面のケアを実施した。	看護師や心理士による利用者の健康面や心理面のケアを実施する。
保育士による日中保育や預かり保育を実施し、同伴児童の心理的ケアに努めた。	保育士による日中保育や預かり保育を実施し、同伴児童の心理的ケアに努める。また、母子のアセスメントを実施し、必要な支援を検討する。
民間団体が行う同伴児童の保育への補助を行った。	継続して一時保護中の同伴児童が必要に応じた保育を受けられるよう民間団体への補助を実施する。
食事提供により、栄養管理を行った。また、保健師と連携し、食生活習慣の改善に向け助言を行った。	栄養管理、食生活習慣の改善に向けて助言を行い、利用者の健康回復支援に努める。
ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施し、健康回復支援に努めた。	ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施し、利用者の健康回復支援に努める。
SNSの危険性等、自分自身の安全を守り、安心して生活するための自立支援に繋がる情報提供を行った。	自分自身の安全を守り、安心して生活するための支援プログラムを検討し、実施する。
カウンセリング等を行う医療機関の情報収集を行い、情報提供を行った。関係機関と連携し、受診に繋げる等、医学的及び心理的ケアを実施した。	カウンセリング等を行う医療機関の情報収集を行い、情報提供を行う。必要に応じ、関係機関と連携し受診に繋げる。
同伴児童の生活リズムの安定や学習機会を保障するため、学習支援員を配置し、学習の機会を提供した。	学習支援員を配置し、学習の機会を提供するだけでなく、面前DVで傷ついている子の心理的ケアにも努める。
心理士を配置し、同伴児童への聴き取りや心理的ケアを行った。	心理士による同伴児童の心理的ケアの充実を図る。
個々の状況を見極め、必要に応じて医学的見地からの助言を求めたり、心理面接を行う等の支援を実施した。	適切な助言を得ることで児童の状態に即した支援を導入することができた。 継続する。
①カンファレンス等での情報共有により児童相談所との連携を図り、同伴児童の安心安全に配慮した支援に努めた。児童相談所との連絡会や研修を通して、連携強化を図った。 ②カンファレンスや情報共有等により連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努めた。必要に応じて児童相談所一時保護の活用を図った。 児童相談所との連絡会や研修を通して、連携強化を図った。	①DVや児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所との連携を図り、支援の充実を図る。 ②児童の安心安全に配慮した適切な一時保護が実施できた。 継続する。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
					160	236	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が安心・安全に過ごせる環境の整備に努めます。	一時保護施設における、同伴児童が利用しやすい環境の整備を行う。
				*	161		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	余暇の充実やリラクゼーションを図り、心のケアを実施します。	困難な問題を抱える女性の同伴児童に対し、余暇の充実やリラクゼーションを図り、心のケアを実施する。
主要施策(2) 当事者の安全の確保と配慮										
施策の内容 ア 通報・相談による事案発見時の安全確保										
					162		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DV被害者発見の通報があった場合は、通報者に当事者の意思の確認や、相談窓口の情報提供を依頼するとともに、相談に対応し、緊急性が高い場合は、県と警察とで連携して、当事者の安全の確保に努めます。	通報があった場合は、通報者に被害者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、被害者からの相談に対応し、緊急性が高い場合は、警察と連携して、被害者の安全の確保に努める。
					163		県警察本部	人身安全対策課	DV被害者発見の通報があった場合は、通報者に当事者の意思の確認や、相談窓口の情報の提供を依頼するとともに、相談に対応し、緊急性が高い場合は、県と警察とで連携して、当事者の安全の確保に努めます。	危険性等の判断と即応態勢の確立
					164		福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障がい者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して支援を行います。	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障害者虐待が疑われる場合には、必要に応じ市町村に通報を行うなど、市町村と連携し通報に対応する。
					165		県警察本部	人身安全対策課	通報の内容から児童虐待、高齢者虐待又は障害者虐待が疑われる場合には、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法に基づき市町村に通報を行うとともに、市町村と連携して支援を行います。	子ども、高齢者、障害者に関する情報への対応人権を尊重した対応
					166		健康医療局	保健福祉事務所	当事者の安全のため、相談窓口等から一時保護施設まで同行します。	被害者の同行支援
施策の内容 イ 警察による暴力等の制止及び援助等										
					167		県警察本部	人身安全対策課	DV被害者を認知した場合には、暴力の制止、当事者の保護等、被害の発生を防止するため、加害者に対する検挙、指導・警告及び当事者等への防犯指導、援助、関係機関の紹介、保護命令制度の説明、その他事案に応じた適切な措置を行います。	被害者等の保護措置の徹底 加害者に対する指導警告等の実施 警察本部長等の援助の申出への対応
				*	168		県警察本部	人身安全対策課	ストーカー被害者を認知した場合には、当事者等の安全確保を最優先に対応し、加害者による法令違反が認められる場合には、事件検挙するほか、ストーカー規制法に基づく禁止命令や警告、援助等の必要な措置を行います。	ストーカー被害者等の安全確保を第一にした刑法等を適用した司法措置、ストーカー規制法に基づく警告、援助等、またはその他の必要な措置を行います。
				*	169		県警察本部	生活保安課	人身取引被害者に該当する可能性のある者を認知した場合は、事案に応じて、関係機関・団体と連携し、情報共有を行います。 また、被害者の保護等を必要とする場合は、一時保護の上、保護機関への連絡、保護の依頼及び調整を行います。	人身取引の被害者に該当する可能性のある者を認知した場合は、事案に応じて、大使館、東京入管横浜支局、婦人相談所、児童相談所等の関係機関・団体と連携し、情報共有を行います。 被害者の保護等を必要とする場合は、一時保護の上、保護機関への連絡、保護の依頼及び調整を行う。
					170		県警察本部	人身安全対策課	当事者の負担を軽減し、かつ、二次的被害が生じることのないよう配慮するとともに、被害防止を念頭に置いた適切な措置を講じます。	心情等への配慮 制度等の情報提供
施策の内容 ウ 保護命令に係る安全の確保										
					171		①②福祉子どもみらい局 ③県警察本部	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③人身安全対策課	当事者に対し保護命令制度について説明し、保護命令の申立てを希望する場合には、関係機関と連携を図りながら、安全の確保に関する助言等を行います。	①保護命令制度についての情報収集と相談対応を行う。 ②保護命令制度の説明 関係機関への連絡 被害者との連絡体制の確立と情報提供
					172		県警察本部	人身安全対策課	DV加害者に対して保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確實に遵守されるよう指導警告等を行います。	加害者に対する指導警告
					173		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、当事者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	保護命令に関する市町村等関係機関への連絡と、市町村、警察との連携による、被害者への助言等を行う。

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
プレイルームや学習室の環境整備を行い、同伴児童が、安心・安全に過ごせるよう努めた。	同伴児童が安心・安全に過ごせるよう引き続き、プレイルームや学習室の環境整備に努める。
CDやDVD等の種類を増やし、余暇の充実を図った。また、リラクゼーショングッズを増やし、心のケアにも努めた。	同伴児童に対し、余暇の充実やリラクゼーションを図り、心のケアに努める。
相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供（市町村や警察のDV相談窓口等）を依頼するなど、被害者の安全確保に努めた。	今後も被害者の安全確保に向けた情報提供等を継続する。
被害者等から加害者の具体的言動等を引き出し、危険性等を判断した。 被害者等の安全確保のための措置を最優先に講じた。	県行政と連携し、一時保護所及び民間シェルターの拡充を目指す必要がある。
相談窓口に通報があった場合は、通報者に対して被害者への情報提供（児童虐待・障がい者虐待・高齢者虐待の相談窓口等）を依頼した。	今後も関係機関と連携しながら情報提供等を継続する。
事案に応じ市町村に通報等し、連携して対応した。　被害者等の人権を尊重し、対応した。	引き続き適切な通報、被害者等の人権の尊重に努める。
当事者の安全のため、相談窓口等から、一時保護施設等までの同行支援を行った。	当事者の安全のため、相談窓口等から、一時保護施設等までの同行支援を行う。実施の際は同行、タクシー等の利用により、被害者の安全な移動に努める。
被害者等を安全な場所へ速やかに避難させた。避難できない場合には、被害者等の身辺の警戒等の措置を行った。 事件化、加害者に対する指導警告を行った。 被害者の所在地が加害者に特定されないための必要な対応を行った。	被害者の意思に寄り添った対応をすると共に、予想される危険性を理解させ、粘り強い説得と安全確保に努めていく。
被害者等の安全確保を最優先にした対応を実施し、事件検挙、ストーカー規制法に基づく警告、援助等を実施した。	積極的な事件検挙、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等を推進していく。
人身取引事案の認知・保護取扱いなし。	今後も関係機関、団体等と連携して、情報共有を図る。 継続して広報啓発及び部内職員への教養を行う。
当事者の心情等を理解し対応した。 活用できる制度、自衛手段等について教示した。	援助等、活用できる制度の教示を確実に行うことと、その後の支援で行政に繋げられる体制の構築が必要である。
①保護命令制度についての説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度を利用できるように助言、相談を行った。裁判所からの書面提出請求に速やかに回答した。 ②保護命令制度について説明を行うとともに、申立ての際に安全に制度を利用できるよう、助言・相談を行った。裁判所からの相談、問合せに速やかに回答した。	①今後も被害者に対し、保護命令制度について説明・助言するとともに、関係機関と連携して書面提出等を行い、保護命令に係る被害者の安全確保を図っていく。 ②保護命令制度について説明・助言を行うとともに、関係機関と連携しながら、当事者の安全確保を図っていく。 ③保護命令制度の説明は形式的なものに止まらず、被害者の置かれている状況に応じた今後の見通し、予想される危険に基づいた警察措置の説明を行い、保護対策に間隙が生じない様、保護命令の真価を發揮できるような対応が必要である。
加害者に対して、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう、指導警告を行った。	加害者に対する保護命令の認識と指導警告は、厳正に行い、違反には厳格に対処する姿勢を堅持することが最も肝要である。
裁判所から保護命令の発令は無かった。	裁判所から保護命令の発令通知を受けた際は、当事者へ本人及び子どもや親族等の安全確保に関する助言を行う。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
					174		県警察本部	人身安全対策課	裁判所から保護命令の発令通知を受けた時は、当事者に本人及び子どもや親族等の安全の確保に関する助言を行います。	親族等との連絡体制の確立と情報提供
施策の内容 工 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮										
					175	138, 266	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人や、DVをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある若年者や障がい者、高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、相談者の立場に立った配慮を行います。	若年者、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等に適切な対応ができるよう、各種相談窓口の周知を行う。 丁寧、正確な聞き取りを行い、意向を把握した上で適切な助言をする
					176		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人の支援を行います。	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人被害者の支援を行う。
					177		文化スポーツ観光局	国際課	民間団体との連携や、県の通訳派遣事業を活用し、外国人の支援を行います。	通訳ボランティアの紹介
重点目標5 自分らしく暮らすための自立支援の促進										
施策の方向7 安心・安全な生活に向けた支援										
主要施策(1) 生活基盤を整えるための支援										
施策の内容 ア 日常生活を取り戻し、生活基盤を整えるための支援										
			*		178		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	当事者の抱えている課題を整理し、自立に向けた情報提供を行います。	様々な困難な問題を抱える女性の課題を整理し、安心安全な生活が送れるよう自立に向けた情報提供を行う。
			*		179	261	福祉子どもみらい局	共生推進本部室 (女性自立支援施設)	当事者の意思を尊重しつつ、日常生活を円滑に送るための生活支援を実施します。	女性自立支援施設において、利用者の抱える課題を整理し、退所後に日常生活を円滑に送れるよう生活支援を実施します。
			*		180		くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等の公判、捜査協力や、行政手続きなどにかかる負担を少しでも軽減できるよう、検察庁や裁判所、医療機関や警察等への付添支援を実施します。	検察庁や裁判所、医療機関や警察等への付添支援を実施する。
			*		181		くらし安全防災局	くらし安全交通課	家事等の日常生活支援について、各種社会保障・社会福祉制度等の活用を含め、市町村と情報交換を行うとともに、当事者等への情報提供を行います。	家事等の日常生活支援について、各種社会保障・社会福祉制度等の活用を含め、情報提供を行う。
施策の内容 イ 住まいの確保										
					182		①②福祉子どもみらい局 ③健康医療局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③保健福祉事務所	住宅確保要配慮者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報の収集、提供により自立を支援する。
					183		健康医療局	保健福祉事務所	住宅確保要配慮者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等を活用した民間住宅の利用支援
					184		県土整備局	住宅計画課	住宅確保要配慮者が安心して生活できる住まいの確保について、情報を収集・提供し、自立を支援します。	賃貸住宅の家主から、DV被害者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅の登録を受け、当該登録情報を提供。
					185		県土整備局	公共住宅課	県営住宅における、住まいの確保に努めます。	・県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行う。 ・DV被害者については、県営住宅募集において単身者でも応募可能とする。
					186		くらし安全防災局	くらし安全交通課	犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行います。	犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間など、一時的な居住場所として、県営住宅への入居による支援を行う。
			*		187		福祉子どもみらい局	生活援護課	＜政策レビュー事業＞ 無料低額宿泊所において、女性が安心して過ごせる環境整備や運営を促進するための支援を行います。	女性入居可能施設への転換を促すため、女性が入居可能な建物への移転費用等の補助、無料低額宿泊所へ支援制度説明会の実施、女性入居可能施設へ転換した無料低額宿泊所のスタッフ向けに研修の実施する。

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
被害者及び親族等に対して、被害を防止するための注意事項及び緊急時の迅速な通報要領等について教示した。	申立人等への定期連絡による近況の把握に努めている。他県警との連携が必要な場合もあることから、定期連絡を確実に実施する。
困難な問題を抱えている女性の状況により、関係機関と連携し、当事者の意向に沿った最適な支援及び助言を行った。	当事者の意向や状況に応じ、関係機関と連携しながら最適な支援を実施する。
民間団体と連携し、県の通訳派遣事業を活用、外国籍の方の支援を行った。 【外国籍県民同行支援事業】 行政窓口等に同行支援員を派遣し、日本語が不自由な外国籍県民などの支援を行った。 (70件)	民間団体との連携や県の通訳派遣事業を活用し、外国籍の方の支援を行う。 (自己評価(効果・課題)) 外国籍県民等に対し、通訳のほか、現場での交渉・アドバイスや窓口に同行する業務を行うなど、住まいに関する問題の解決につなげることができた。 (今後の取組の方向性) 今後も外国籍県民等の増加が見込まれることから、引き続き、多言語でのサポートの充実に取り組む必要がある。
様々な困難な問題を抱える女性の課題を整理し、安心安全な生活が送れるよう自立に向けた情報提供を行った。	様々な困難な問題を抱える女性の課題を整理し、自立に向けた様々な情報提供を行う。
利用者の意向、能力、適性等を考慮した個別の自立支援計画を作成し、支援課程に沿って支援を進めた。 個別支援計画(新規作成)18件 個別支援計画(評価)52件 カンファレンス 97件	支援目標を明確にした支援により、解決に向けた支援を行うことができた。引き続き利用者が抱える個々の問題を把握し、課題解決に向けて本人の意思を尊重した支援に努めていく。
・検察庁や裁判所、医療機関や警察等への付添支援を実施した。 かながわ犯罪被害者サポートステーション: 757回 かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」: 126回	・付添支援により、犯罪被害者等の不安を和らげ、精神的な負担の軽減につながっている。引き続き、犯罪被害者等のニーズに応じた付添支援を実施する。
かながわ犯罪被害者サポートステーション及びかながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の相談・支援の提供にあたり、必要に応じて市町村との連絡調整を実施した。	引き続き、市町村における総合的対応窓口等と情報交換、連携しながら、犯罪被害者等のニーズに応じた情報提供を行う。
①相談者から住居についての相談を受けたときは、関係機関等の情報提供を行った。 ②関係機関と連携し、住宅確保に関する情報収集及び情報提供を行い、自立を支援した。 ③住宅確保要配慮者が安心して生活できる住まいについて、関係機関との連携に努め、適切な情報収集、提供により、自立への支援を行った。	①被害者が安心して生活できる住まいの確保について、情報提供を継続する。 ②困難な問題を抱える女性が安心して生活できる住まいの確保できるよう、情報の収集及び提供により、自立を支援する。 ③本人や子どもの意向に沿う、かつ安全な住宅の確保が資源不足により、困難な場合がある。引き続き、関係機関との連携に努め、適切な情報収集及び相談者への提供を行う。
全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等を活用した民間住宅の利用支援を行った。	全国社会福祉協議会が実施する身元保証制度等を活用した民間住宅の利用支援を行う。
令和6年度までに累計43,376戸のセーフティネット住宅の登録がなされ、順調に増加した。	登録住宅の戸数の増加に伴い、セーフティネット住宅の登録内容の一層適切な管理に努めるとともに、引き続き登録情報を県民へ広く提供する。
・県営住宅の抽選において母子及び父子世帯の当選率の優遇を行った(新築は一般の7倍、既存家は一般の5倍)。定期募集(5月、11月)においては652名の応募があった。 ・県営住宅募集においてDV被害者は単身者でも応募可能としている。	継続実施予定。
かながわ犯罪被害者サポートステーションの支援の一環として、犯罪被害者等が新たな住居を確保するまでの期間等、一時的な居住場所として県営住宅2戸を確保しているが、利用実績はなかった。	希望があった場合に、県営住宅に速やかに入居できるよう、備え付けの家具・電気をより充実する等、犯罪被害者等が利用しやすくなるよう工夫する必要がある。
女性を受け入れている、または、受け入れる可能性のある無料低額宿泊所の相談員・支援員向けに研修を実施(令和7年2月) また、女性が入居可能な建物への移転費用等の補助制度を開始した。	当該研修を通じて、無料低額宿泊所の相談員等への女性受入に係る事例やノウハウの理解を深めることができた。生活に困窮する女性を受け入れ、サポートする事業者のニーズに沿った事業実施が課題であることから、事業者へのヒアリングを行ながら支援していく。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
★	188	福祉子どもみらい局	生活援護課	離職等により住居を失った(失うおそれのある)方に、一定期間、家賃相当額(住居確保給付金)を支給します。	離職等により住居を失った(失うおそれのある)方に、一定期間家賃相当額を支給します。					
★	189	福祉子どもみらい局	生活援護課	生活が困窮し、一定の住居を持たない方に対し、一定期間、宿泊する場所や食事などの提供をしながら、退所後の安定した生活に向けた支援を行います(一時生活支援の実施)。また、女性やDV被害の入居者も安心して過ごせる居場所の確保と生活支援に努めます。	ホームレスの方、ネットカフェに寝泊まりする方など、一定の住居を持たない方に、一定期間、宿泊する場所や食事などの提供をしながら、住まい探しや仕事探しなど安定した生活に向けた支援を行う。					
施策の内容	ウ 就労の支援									
	191	福祉子どもみらい局	共生推進本部室 (女性自立支援施設)	自立に向けた就労支援を行います。					女性自立支援施設において就労支援事業を実施する。	
	192	福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用、雇用保険に関する情報を収集し提供します。					就労支援について、情報の収集、提供により自立を支援する。	
	193	福祉子どもみらい局	①子ども家庭課	資格習得をめざし養成機関等で修学する母子家庭の母等に対し、生活の負担の軽減を図るために給付金等を支給します。					母子家庭自立支援給付金等による、職業訓練のための支援	
	194	①福祉子どもみらい局 ②健康医療局	①生活援護課 ②保健福祉事務所	生活保護受給者のための就労支援を実施します。					・生活保護受給者等就労自立促進支援 ・福祉事務所は、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援を行う。 ・就労、自立に意欲的な場合には、生活保護受給者等就労自立促進事業を活用し、ハローワークと連携して支援を行う。	
	★ 195	福祉子どもみらい局	青少年課	若年無業者等の若者の職業的自立に向けて、就労意欲を向上させるためのセミナーや、就労に向けた基本的な知識や技術を習得するための講座などを実施し、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的な支援を行います。					若年無業者等の若者の職業的自立に向けて、就労意欲を向上させるためのセミナーや、就労に向けた基本的な知識や技術を習得するための講座などを実施し、各人の置かれた状況に応じて個別・継続的な支援を行います。	
	★ 196	産業労働局	産業人材課	専門職への就労をめざす母子家庭の母等に対し、職業訓練を受講する機会を優先的に付与します。					総合職業技術校等における職業訓練。正規・専門職への就労をめざす母子家庭の母または父子家庭の父に対し、職業訓練を受講する機会を優先的に付与する。	
	★ 197	産業労働局	雇用労政課	障がい者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行います。					障害者の職域拡大を図り、就労を促進するための支援を行う。 ・普及啓発、広報 ・職場定着の促進	

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
住居確保給付金は、福祉事務所設置自治体が実施主体として取り組む事業で、県は町村域に居住地を有する生活困窮者かつ厚生労働省令で定めるものに対し支給を行った。支給額は1,379千円	令和6年度に生活困窮者自立支援法が一部改正され、住居確保給付金は従来の家賃補助に加え、転居費用補助という家計改善のために家賃の低廉な住宅への転居支援が新に創設、令和7年4月1日から施行された。
一時生活支援事業支援決定者は実人数5名（令和7年度も継続している方1名を含む）	従前のシェルター事業を念頭に置いた「生活困窮者一時生活支援事業」から、地域居住支援事業の重要性が増していることも踏まえ、シェルター事業による住まいの確保等の支援と、地域居住支援事業による安定的に居住を継続していくための支援を両輪とする事業であるという実態を表した「生活困窮者居住支援事業」に改称。
失業や生活困窮により、住居を失ったり、またそのおそれがあるなど、不安定な居住状態にある方に対して同行や家探し等の支援を実施し、うち29名について住居を確保した。	不安定居住者と呼ばれるインターネットカフェ難民が一定数存在しており、そのほか知人宅に泊まる方、車中泊、住み込みの社員寮に住む方、原油・物価高騰による企業業績の悪化による失業や倒産、住居の立ち退き、施設退所などにより、住まいを失う方も増えることが考えられ、引き続き継続した支援が必要。
本人の意向とその能力・適性に応じて、施設内就労（内勤）の機会の提供及び外部就労（外勤）に向けた情報提供や関係機関との調整などの支援を行った。 利用延べ人数7,949人のうち、内勤5,078人、外勤1,818人、静養他1,053人	支援目標を明確にした支援により、解決に向けた支援を行うことができた。引き続き利用者が抱える個々の問題を把握し、課題解決に向けて本人の意思を尊重した支援に努めていく。
①相談窓口として県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を行った。 ②県・市町村の就労支援や、ハローワークの活用、雇用保険に関して、情報の収集及び提供した。	①県・市町村の就労支援制度やハローワーク活用に関する情報提供を継続する。 ②就労支援について、情報の収集、提供により自立を支援する。
①自立支援教育訓練給付金等の支給により、母子家庭等の資格習得を支援した。 ○自立支援教育訓練給付金 7件 ○高等職業訓練促進給付金 14件	①引き続き当該事業により、母子家庭等の資格習得及び自立を支援していく。
①福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立に一定程度以上の意欲がある生活保護受給者等に、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援を実施した。 ②【茅ヶ崎】福祉事務所とハローワークが連携し、就労・自立に意欲がある生活保護受給者等に、個々の状況やニーズ等に応じた就労支援や資格取得に向けての情報提供や助言等を行った。	①個々の状況や個別のニーズに対応することで、就労に繋がるケースが増えるなど、一定の成果が見られる。一方で就労後の定着支援については課題が残る。引き続きハローワークと福祉事務所が一体となって支援を行っていく必要がある。 ②個々の状況や個別のニーズに対応することで、就労に繋がるケースなど、一定の効果が見られる。一方で、就労後の定着支援については課題が残る。引き続き、ハローワークと連携して支援を行っていく必要がある。
県西地域若者サポートステーション及び県央地域若者サポートステーションにおいて、臨床心理士等による心理カウンセリングを計206回、パソコン講座その他職業自立に有効なプログラムを計503回実施した。	各種プログラム等を実施することにより、登録者の就職等率が79.4%と、目標値70.0%を上回る高い効果が得られた。
総合職業技術校及び離職者等委託訓練における職業訓練（4月生若年者・高校推薦枠募集以外の全ての募集）に「ひとり親家庭優先枠」を設定し、それぞれ全コースの募集定員の約1割を優先枠とした。 職業技術校：定員116名、応募者10名、入校者9名 離職者等委託訓練：定員146名、応募者48名、入校者37名	委託訓練は訓練期間が概ね3か月間で短いことや、OA機器や医療事務などの訓練が多く、優先枠を利用する対象者にとって受講しやすい状況と考える。 引き続き、受講者ニーズを踏まえながら、実施していく。
障がい者の雇用と職場定着の促進 ・中小企業への個別訪問や企業のニーズに合わせた出前講座（個別訪問：844社、出前講座：41回） ・障害者雇用促進に向けたフォーラム（回数：1回、参加人数：411人） ・企業交流会（回数：5回、参加者数181人） ・精神障がい者雇用・職場定着支援セミナー（回数：2回、参加者数252人） ・精神障害者職場指導員設置補助金（交付事業者：10事業者） ・障がい者就労支援力向上研修（回数：8回、参加者数277人）等 ・県公式LINE「かながわ障がい者就労サポート」の運用を開始（令和7年3月27日） ・精神障害者職場指導員設置補助金の要件について、所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」とし、補助対象事業所の範囲を拡大 ・障がい者のテレワーク雇用を検討している中小企業等に対し、アドバイザー派遣によるコンサルティング等を実施（2社）	<事業の効果・課題> ・障がい者雇用が進んでいない中小企業を個別訪問し、情報提供や出前講座等を実施したほか、フォーラムや企業交流会等の実施を通じて、他社の取組事例の紹介等を行うことで、障がい者雇用への理解促進及び雇用の実現を支援した。 ・また、セミナーや補助金制度を通じて、精神障がい者の雇用と職場定着の促進が図られた。 ・さらに、障がい者就労支援機関の支援力の向上に向け、実践的な研修等を実施した。 ・障がい者・企業・就労支援機関それぞれに障がい者雇用に関する情報を配信するため、県公式LINE「かながわ障がい者就労サポート」の運用を開始した。 ・精神障害者職場指導員設置補助金の要件について、所定労働時間を「20時間以上」から「10時間以上」とし、補助対象事業所の範囲を拡大するとともに、障がい者のテレワーク雇用を検討している2社に対し、アドバイザー派遣によるコンサルティング等を実施した。 <今後の方向性> 障がい者の職場定着を促進するため、障がい者雇用のノウハウが少ない企業を対象として相談窓口を設置し、アドバイザー派遣等を行う。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
			*	198			産業労働局	雇用労政課	就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施します。	就職・再就職など、就業を希望する女性に対し、一人ひとりのニーズに合わせた相談、カウンセリング等の就業支援を実施する。
			*	199			福祉子どもみらい局	生活援護課	ハローワーク等と連携し、就労支援員による仕事探し等の支援、生活リズムや体力などに課題があるために、働くことに不安のある方への「就労準備支援」、すぐには一般就労が難しい方が県の認定を受けた事業所で訓練として就労体験や支援付き雇用を受ける「就労訓練」など、生活に困窮した方のニーズに応じ、就労に向けた支援を実施します。	・自立相談支援機関の支援員がハローワーク等と連携し、仕事探しの支援を行う。 ・働くことに不安がある方に、イベントや地域活動等への参加、生活リズムの改善や体力づくり、履歴書の書き方の指導、職場体験機会の提供などを行う。 ・すぐに一般就労が難しい方に、県の認定を受けた事業所が、訓練として就労体験や支援付きの雇用の提供を行う。
施策の内容 工 経済的な支援										
			200		福祉子どもみらい局		①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター		経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、助言等を行います。	情報の収集、提供による経済的な自立に向けた支援を行う。
			201		①福祉子どもみらい局 ②健康医療局		①生活援護課 ②保健福祉事務所		福祉事務所において、生活保護の円滑かつ適切な運用を行います。	福祉事務所は、生活保護が必要な者に対して適切に保護を実施する。 被害者から生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮し、円滑な運用を行う。
			*	202	暮らし安全防災局		暮らし安全交通課		＜政策レビュー事業＞ 犯罪被害者等が被害にあったことで生じる経済的負担を早期に軽減するため、見舞金給付を実施します。	被害にあったことで生じる経済的負担を軽減するため、犯罪被害者等への経済的支援を実施する。
			203		福祉子どもみらい局		①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③保健福祉事務所		経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について助言等を行います。	被害者の経済的支援のために、貸付金等の活用について、情報の収集、提供による相談対応を行う。
			*	204	福祉子どもみらい局		生活援護課		生活に困窮した方に対し、自らが家計を管理できるよう、本人の状況に合わせ、家計管理の方法や生活費の見直しのアドバイスを実施します。また、債務整理のための関係機関へのつなぎ、貸付けのあっせんなども行います。	相談者自らが家計を管理できるよう、本人の状況に合わせ、家計管理の方法や生活費の見直しのアドバイスを実施する。債務整理のための関係機関へのつなぎ、貸付けのあっせんなども行う。
施策の内容 才 各種制度の周知と活用への支援										
			205		福祉子どもみらい局		①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター		医療保険、年金など、自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や安全確保への慎重な配慮を行ながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	社会保険など、被害者の自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や被害者の安全確保への慎重な配慮を行ながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行する。
			206		健康医療局		医療保険課		医療保険など、自立のための各種手続きについて、個人情報の保護や安全確保への慎重な配慮を行ながら情報提供を行うとともに、必要な証明書等を発行します。	国民健康保険の手続きに関して、制度の周知に努める。

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアカウンセリング 相談件数:1,057件 ・女性労働相談 相談件数:82件 ・女性弁護士相談 相談件数:44件 ・キャリア・ワークショップ 実施回数:2回、参加者:55人 ・女性のためのwebセミナー 実施回数:3回、参加者(延べ人数):46人 ・就職面接用スケッチの貸出事業 貸出件数:9件 	<p>令和5年度と比較してキャリアカウンセリング利用者が増加し、利用満足度も高い状態を維持できている。</p> <p>今後も、相談者に寄り添った相談体制、支援の充実を図る必要があるため、雇用情勢や利用者のニーズを把握しながら、引き続き、女性の就業を支援する。</p>
<p>○就労準備支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実利用者数 9人 ・就労自立支援実習(有償・無償) 計120人(延べ) ・協力企業の見学・体験 計8人(延べ) ・法人内就労体験機会の確保 計22人(延べ) ・居場所づくり 計11回 参加者数 35人(延べ) <p>○就労訓練事業</p> <p>「認定就労訓練事業所」の数を増やし、より多くの生活困窮者等の受け入れ体制を整備することを目的に受け入れ体制モデルとなる事務所を募集し、実施した事業所に対して協力金を支給した。</p> <p>モデル事業実施事業所数:3か所</p>	<p>○就労準備支援事業</p> <p>就労自立支援実習では想定以上の参加があり、就労につながる可能性を高めることができた。</p> <p>今後は対象者に就労体験の場をより多く提供するため、協力企業の開拓に取り組む。</p> <p>○就労訓練事業</p> <p>当初目標としていたモデル事業実施事業所数を達成することができた。また、県HPで受け入れ体制モデル事業所による取組紹介を掲載し、受け入れに係るノウハウを他の事業所に広めることで、県内の就労訓練事業所の体制構築及び生活困窮者等の受け入れ促進につなげることができた。</p>
<p>①相談窓口として経済的自立に向けた支援に関する情報を提供するとともに具体的な助言を行った。</p> <p>②福祉事務所と連携し、経済的自立に向けた支援に関する情報収集及び情報提供を行った。</p> <p>①各福祉事務所に対し、生活保護が必要な者に対しては、適切に保護を実施することや、被害者の生活保護の決定に必要な調査について、被害者の安全確保の観点から必要な配慮をするよう、会議や監査において周知を図った。</p> <p>②関係機関と連携し、生活保護が必要な者に対して、申請に基づき適切な保護を実施した。被害者から生活保護の申請を受け、扶養義務者に対する扶養の可能性を調査する際には、方法や範囲等に関し、被害者の安全を配慮し、支援を実施した。</p>	<p>①経済的自立に向けた支援に関する情報提供及び助言を継続する。</p> <p>②福祉事務所と連携し、経済的な自立に向けた支援に関する情報を収集し、情報提供を行う。</p> <p>①被害者の自立にかかる経済面の支援は、生活保護に依存する制度設計となっているため、DV法および女性支援法に基づく支援の充足について、課題と感じている。</p> <p>②被害者が安全に生活保護を受給することができた。しかし、DV被害者の自立にかかる経済面の支援は、生活保護に依存する制度設計となっているため、避難した時点からすぐに活用できるDV法等に基づく経済面の支援の充足が必要。関係機関と連携し、安全に配慮しながら生活保護が必要なものに対して、申請に基づき適切な保護を行う。また、被害者から生活保護の申請を受け、扶養義務者に対する扶養の可能性を調査する際には、方法や範囲等に関し、被害者の安全確保に充分配慮のうえ、適正な運用を行う。</p>
<p>・神奈川県犯罪被害者等見舞金を計60件(遺族見舞金9件、重傷病見舞金33件、転居見舞金18件)給付した。</p>	<p>・引き続き、県警察や市町村等と連携して、神奈川県犯罪被害者等見舞金の給付希望者対応を行う。</p>
<p>①相談窓口として各種貸付制度の情報を提供した。</p> <p>②福祉事務所と連携し、各種貸付基金等の活用について、情報収集及び情報提供を行った。</p> <p>③ 母子福祉資金貸付制度、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について、情報収集し、相談対応を行った。</p>	<p>①各種貸付制度について情報提供を継続する。</p> <p>②福祉事務所と連携し、各種貸付制度に関する情報を収集し、情報提供を行う。</p> <p>③ 経済的支援のために、社会福祉協議会貸付金や民間団体の貸付基金等の活用について、情報収集し、相談対応を行う。</p> <p><課題>貸付の要件に合わない場合に活用できる資源の広がりが必要。</p>
<p>ファイナンシャルプランナー等の有資格者による丁寧な支援により、借金が減った、税金の滞納額が減ったなど、改善効果が見られた。</p> <p>支援実人数:535人(延べ)</p>	<p>家計管理の支援を実施し、実際に改善効果が見られた相談者もいる一方、依然として家計収支の均衡がとれないなど、家計に課題を抱える者も多く存在する。相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活を再生するため、引き続き継続した支援を実施する。</p>
<p>①相談者が安全に自立できるよう、社会保険など各種手続きについての相談・情報提供を行うほか、申し出によりDVセンターとして手続きに必要な証明書の発行を行った。</p> <p>②相談者が安全に自立できるよう社会保険など各種手続きについての相談・情報提供を行い、必要な証明書等を発行した。</p>	<p>①被害者の自立のための各種手続きについて、今後も情報提供及び証明書等の発行を継続する。</p> <p>②被害者の自立のための各種手続きについて、情報提供を行い、必要な証明書を発行する。</p>
<p>県が作成している『国民健康保険事務の手引き』において、国通知を引用しながら対応方法を示し、県内33市町村へ周知した。</p>	<p>国民健康保険の保険者である市町村の事務執行にあたり、必要な知識を周知し、円滑な業務遂行に貢献した。今後も、国の制度改革等に応じて『国民健康保険事務の手引き』を適宜更新し、県内市町村に対して制度の周知に努める。</p>

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
					207		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③保健福祉事務所	法律的な支援を受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行います。	法律的な支援について、情報の収集、提供による相談対応を行う。
					208		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター ③保健福祉事務所	住民基本台帳事務におけるDV等支援措置等の当事者を保護する制度について、必要な情報収集を行うとともに、被害者や関係機関に情報提供等を行います。	住民基本台帳の閲覧や警察への行方不明届等の扱いに関し、被害者を保護する観点から措置がとられていることなどについて必要な情報収集を行うとともに、被害者に情報提供等を行う。
					209		政策局	市町村課	住民基本台帳事務におけるDV等支援措置等の当事者を保護する制度について、必要な情報収集を行うとともに、被害者や関係機関に情報提供等を行います。	住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応するとともに、閲覧等制限の制度等の周知に努めます。
		*	210	20	くらし安全防災局		くらし安全交通課	(再掲)20	(再掲)20	
		*	211		①くらし安全防災局 ②③④福祉子どもみらい局 ⑤県警察本部		①くらし安全交通課 ②かながわ男女共同参画センター ③女性相談支援センター ④保健福祉事務所 ⑤警務課 被害者支援室	犯罪被害給付制度について情報提供するとともに、申請対象となる犯罪被害者等に対する適切な案内と手続きの迅速化に努めます。	犯罪被害者等を経済的に支援する犯罪被害給付制度に関する情報の収集、提供による相談対応を行う。	
主要施策(2) 医学的又は心理的支援										
施策の内容 ア 医学的又は心理的ケアの実施										
			212		福祉子どもみらい局		かながわ男女共同参画センター	心理カウンセラーによるメンタルケアを実施し、精神的なケアの充実を図ります。	心理士によるメンタルケアを実施する。	
			213		福祉子どもみらい局		共生推進本部室(女性自立支援施設)	心身の回復と自立支援のため、女性自立支援施設の環境を整備し、医学的・心理的支援を行います。	困難女性や同伴児童・同伴者の心身の回復と自立のため、女性自立支援施設の環境を整備し、医学的・心理的支援を行う。	
		*	214	153	福祉子どもみらい局		女性相談支援センター	ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施し、心身回復を支援します。	様々な困難な問題を抱える女性の健康回復支援を目的に、ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施する。	
		*	215	154	福祉子どもみらい局		女性相談支援センター	自分自身の安全を守り、安心して生活するための支援プログラムを実施します。	様々な困難な問題を抱える若年層等を対象に、自分自身の安全を守り、安心して生活するための自立支援に繋がる情報提供を実施する。	
			216		福祉子どもみらい局		女性相談支援センター	民間委託施設等を利用している当事者に対して、心理的ケアなど、専門家による支援を行います。	民間委託施設等を利用している被害者に対して、心理士による助言を行う。	
			217		福祉子どもみらい局		かながわ男女共同参画センター	カウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関等の情報の収集、提供による相談対応を行う。	
			218	155	福祉子どもみらい局		女性相談支援センター	カウンセリング等を行う医療機関や民間団体の情報提供に努めます。	被害者のためのカウンセリング等を行う医療機関等の情報の収集、提供による相談対応を行う。	
			219		福祉子どもみらい局		共生推進本部室	精神的なケアなど、民間団体が実施する自立支援活動を支援します。	精神的なケアなど、民間団体の自立支援活動を支援する。	
		*	220		くらし安全防災局		くらし安全交通課	犯罪被害者等が受けた精神的被害について、二次被害を含め、早期に回復できるよう、犯罪被害者等のニーズに応じ、適切なカウンセリングを実施します。	公認心理師等によるカウンセリング等の心理的支援を実施する。	

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
<p>①相談者が法律的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を行った。また、女性問題研修会において、法テラス神奈川の職員を講師に招き講演を行い、相談員へ専門知識の提供を行った。</p> <p>②福祉事務所と連携し、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行った。</p> <p>③法律的な支援を受けられるよう、神奈川県弁護士会によるDV事件担当弁護士制度や法テラスのDV被害者法律相談援助、民事法律扶助制度などの情報を収集し、相談対応を行った。</p>	<p>①相談者が法律的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を継続する。</p> <p>②福祉事務所と連携し、法律的な支援が受けられるよう、法テラスの活用や法律扶助制度に関する情報提供を行う。</p> <p>③相談者が法律的な支援を受けられるよう、法テラスや法律扶助制度の情報提供を行う。</p>
<p>①相談窓口として住民基本台帳閲覧制限等の制度についての情報を提供した。また、市町村から依頼される「住民基本台帳事務における支援措置申出書に係る確認書」に回答することによって、関係機関等に情報提供を行った(15件の回答)。</p> <p>②住民基本台帳事務におけるDV等支援措置等の情報収集を行い、福祉事務所と連携し被害者に情報提供を行った。</p> <p>③住民基本台帳事務におけるDV等支援措置等の当事者を保護する制度について、必要な情報収集を行うとともに、被害者や関係機関に情報提供や同行支援、代理援助等を行った。</p>	<p>①住民基本台帳閲覧制限等の制度や、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置や法律扶助制度の情報提供を継続する。</p> <p>②福祉事務所と連携し、住民基本台帳事務におけるDV等支援措置等の被害者を保護するための制度について情報収集を行い、情報提供を行う。</p> <p>③住民基本台帳等の閲覧制限や警察への行方不明者届の不受理等の扱いに関し、被害者を保護する観点から必要な情報収集を行うとともに、被害者に情報提供等を行う。</p>
<p>住民基本台帳の閲覧や住民基本台帳からの情報に基づき行う事務処理について、適切に行われるよう、関係機関からの照会に対応し、また、周知を行った。</p>	<p>県内市町村からの個別具体的な相談について、国が策定する事務処理要領等に則り、指導、周知を行うことで、県内市町村にて統一的かつ適切な事務の実現につながっていると考える。</p> <p>また、県内市で構成する研究会等の議題に上がることで、より一層の統一的な事務取扱の周知への期待が持てる。</p> <p>今後もこれまでと同様に関係機関からの照会に丁寧な対応をしていく。</p>
(再掲)20	(再掲)20
<p>①かながわ犯罪被害者サポートステーションの相談者に対し、必要に応じて犯罪被害給付制度の情報を提供した。</p> <p>②相談窓口として、必要に応じ、犯罪被害給付制度の情報を提供した。</p> <p>③犯罪被害者等を経済的に支援する犯罪被害給付金制度に関し情報収集し、福祉事務所と連携し、被害者に対し情報提供を行った。</p> <p>④被害者から生活保護の申請を受け、扶養義務者に対する扶養の可能性を調査する際には、方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮のうえ、支援を実施した。</p> <p>⑤犯罪被害者等を経済的に支援する犯罪被害給付金制度に関する情報の収集、提供による相談対応を適切に進めた。</p>	<p>①引き続き、かながわ犯罪被害者サポートステーションの相談者に対し、必要に応じて犯罪被害給付制度の情報を提供する。</p> <p>②今後も犯罪被害給付制度について情報提供を継続する。</p> <p>③犯罪被害者等を経済的に支援する犯罪被害給付金制度に関する情報収集し、福祉事務所と連携し、被害者に対し情報提供を行う。</p> <p>④【茅ヶ崎】被害者から生活保護の申請を受け、扶養義務者に対する扶養の可能性を調査する際には、方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から配慮のうえ、支援を実施する。</p> <p>⑤早期調査・裁定の実施と仮給付制度の効果的な活用を図る。</p>
心理カウンセラーによるメンタルケアを毎月2回に実施し、15件の相談を受けた。	今後もメンタルケアを継続して実施し、被害者の精神的なケアの充実を図っていく。
心身の健康を回復する支援の基盤として、利用者が安全で安心できるよう生活環境を整え、心理士や嘱託医による面談等のほか、受診に係る情報提供や同行支援など、必要な医療が受けられるよう支援した。 心理面接 364件 嘱託医相談 25件 受診 700件(259人)	本人の心身の健康状態を把握し、必要な心理的ケア、医療につながる支援により、心身の健康回復の支援を行うことができた。引き続き利用者個々の健康状態を把握し、健康回復・維持に向けた支援に努めていく。
ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施し、健康回復支援に努めた。	ストレス解消法や不安軽減等のセルフケアに関する情報提供を実施し、利用者の健康回復支援に努める。
SNSの危険性等、自分自身の安全を守り、安心して生活するための自立支援に繋がる情報提供を行った。	自分自身の安全を守り、安心して生活するための支援プログラムを検討し、実施する。
民間委託施設を利用している利用者に対し、心理士による心理検査及び助言を行い、心理的ケアを実施した。	民間委託施設を利用している利用者に対し、心理士による助言等を行い、心理的ケアに努める。
相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を行った。	相談窓口として医療機関についての情報収集及び情報提供を継続する。
カウンセリング等を行う医療機関の情報収集を行い、情報提供を行った。関係機関と連携し、受診に繋げる等、医学的及び心理的ケアを実施した。	カウンセリング等を行う医療機関の情報収集を行い、情報提供を行う。必要に応じ、関係機関と連携し受診に繋げる。
精神的なケアなど、民間団体の自立支援活動を支援した。	継続して民間団体が自立に向けた情報提供、同行支援、心理的ケア等を提供できるよう支援する。
<p>・犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施。</p> <p>かながわ犯罪被害者サポートステーション: 525回 かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」: 42回</p>	<p>・カウンセリングを通して、犯罪被害者等の精神的被害の回復に寄与した。</p> <p>・犯罪被害者等の年齢やニーズに沿ったカウンセラーを紹介できるような体制づくりや、カウンセラーの資質向上に努める必要がある。</p> <p>・精神的な医療が必要なケースなど、犯罪被害者等のニーズに応じ、最も適切な制度が利用できるよう、関係機関との連携を強化していく必要がある。</p>

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
主要施策(3) 加害行為の抑止	ア 加害者暴力の抑制や更生に向けた取組みの推進	*	221		くらし安全防災局	くらし安全交通課	性犯罪・性暴力被害を受けた方に、初診料、診断書、緊急避妊費用、性感染症検査等に関する費用を負担します。		性犯罪・性暴力被害者に対し、必要に応じて医療機関受診費用の一部を公費負担する。	
		*	222		県警察本部	警務課 被害者支援室	犯罪被害者等に対し、精神的・経済的負担の軽減を図るため、被害者支援活動を実施します。		殺人、強盗、不同意性交等の身体犯事件や死亡事故等の重大な交通事故事件の犯罪被害者等に対して、事件事故発生の初期段階より、精神的・経済的負担の軽減を図るため、被害者支援活動を実施する。	
		*	223	107, 41	くらし安全防災局	くらし安全交通課	(再掲)41		(再掲)41	
		*	224	106	くらし安全防災局	くらし安全交通課	(再掲)106		(再掲)106	
		*	225		福祉子どもみらい局	障害福祉課	在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族の一時休息(レスパイト)のため、看護師等の訪問支援の費用を補助し、家族の心身回復を支援します。		在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族のレスパイトのため、居宅を訪問して家族に代わって介助を行う看護師等の訪問支援を実施する市町村に対し、看護師等の報酬等の一部を補助する。	
主要施策(4) 子どもへの支援										
施策の内容 ア 児童相談所と連携した支援	イ 心理的ケアの実施		226		県警察本部	人身安全対策課	加害者に対して指導警告を行う際には、加害行為をしていることの自覚を促すなど、事態の沈静化を図るよう努めます。		加害者の更生のための指導	
			227		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	DV加害者プログラムについて国の動向を注視しつつ、プログラムを実施する民間団体への支援などに取り組みます。		加害者プログラムに関する国の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について国へ要望するとともに、国庫補助等のメニューを活用してプログラムを実施する団体の支援を行う。	
			228	91	福祉子どもみらい局	かながわ男女共同参画センター	DVの未然防止のために、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発を行います。		暴力の未然防止のために、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発を行います。	
			230		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等と連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。		子どもの心のケアについて、適切な相談窓口の情報提供による相談対応を行う。	
			231		福祉子どもみらい局	児童相談所	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等と連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。		市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等と連携し、必要に応じて子どもと面接	
施策の内容 ウ 学習機会の確保	エ 学習機会の確保		232		教育局	子ども教育支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等と連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。		スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による相談等の実施。	
			233		教育局	学校支援課	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等と連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。		スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等(県立高等学校、中等教育学校)	
			234		教育局	総合教育センター	児童相談所や市町村児童相談窓口、学校やスクールカウンセラー等と連携した相談により、子どもの心のケアに努めます。		総合教育センターに配置されている公認心理師等の専門家による相談対応	
			235	156	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	同伴する子が教育を受ける権利が保障されるよう、学習支援員を配置し学習支援を行うとともに、必要な情報提供をします。		学習指導員を配置し、同伴児童への学習の機会を提供する。	
			236	160	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護施設内にプレイルームや学習室などを設置し、同伴児童が安心安全に過ごせる環境の整備に努めます。		一時保護施設における、同伴児童が利用しやすい環境の整備を行う。	

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
・かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の支援の一環として、医療的支援を33回実施した。	・引き続き、性犯罪・性暴力被害者に対する医療的支援を実施するとともに、医療関係機関との連携を強化していく必要がある。
殺人、強盗、不同意性交等の身体犯事件や死亡事故等の重大な交通事故事件の犯罪被害者等に対して、事件事故発生の初期段階より、精神的・経済的負担の軽減を図るため、付添い支援、カウンセリングなどを実施したほか、医療機関受診、カウンセリング、ハウスクリーニング、緊急避難場所提供等について公費で費用の一部を負担した。	公費負担制度の拡充を図る。
(再掲)41	(再掲)41
(再掲)106	(再掲)106
補助件数 平塚市外3市	本補助制度の活用市町村が少ないため、市町村への周知を十分に行いながら、引き続き、補助を継続していく。
事態の沈静化を図る観点から、加害者に対して加害行為をしていることの自覚を促した。必要に応じて、親族等に連絡し、監督を依頼した。	親族等、監督を依頼する者がいない場合の対応はもとより、加害者更生を担っている団体へ繋げられる行政との連携を構築していく必要がある。
加害者プログラムに関する国の動向を把握し、その充実及び必要な法整備について国へ要望するとともに、国庫補助等のメニューを活用してプログラムを実施する団体の支援を行った。	継続してDV加害者に対する取り組みが進展するよう民間団体を支援を実施する。
年4回実施しているDV防止啓発講座と、中学生、高校生を対象に年10回実施しているデートDV防止啓発講座において、DVに関する基礎知識を学び、気づきやコミュニケーション能力を高めるための啓発を実施した。	DV防止啓発講座及びデートDV防止啓発講座の実施により、DVの未然防止に向けた啓発を継続する。
①カンファレンス等での情報共有により児童相談所との連携を図り、同伴児童の安心安全に配慮した支援に努めた。児童相談所との連絡会や研修を通して、連携強化を図った。 ②カンファレンスや情報共有等により連携を図り、児童の安全安心に配慮した支援に努めた。必要に応じて児童相談所一時保護の活用を図った。 児童相談所との連絡会や研修を通して、連携強化を図った。	①DVや児童虐待が密接な関係にあることを踏まえ、同伴児童の個々の状況に応じ、児童相談所との連携を図り、支援の充実を図る。 ②児童の安心安全に配慮した適切な一時保護が実施できた。 継続する。
①相談窓口として児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報を提供するとともに、必要に応じて児童相談所等との情報共有を行った。 ②児童相談所、市町村児童相談窓口と連携し、子どもの心身状況について共有、支援するとともに、母に対し子どものケアについて、相談窓口等の情報提供を行った。	①子どもの安全確保を図るため、児童相談窓口やスクールカウンセラーについての情報提供や児童相談所等との連携を継続する。 ②児童相談所、市町村児童相談窓口と連携し、子どもの心身状況について共有、支援するとともに、母に対し子どものケアについて、相談窓口等の情報提供を行う。
DVによる心理的虐待の相談受付件数883件(速報値)であり、児童の状況に応じて学校等との連携を行なった。	学校との連携を図ることで児童の状況を適切に把握し、支援をすることができた。 継続する。
スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーによる相談等を行った。 相談件数:80,764件	「かながわ子どもサポートドック」の取組を通じて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等と学校が協働し、これまで把握できていなかった児童・生徒の困難を把握できただけでなく、教職員の意識が高まり、チームで支援する体制が構築できたという効果も見られている。令和7年度以降も、「かながわ子どもサポートドック」の推進を図る。
スクールカウンセラーによる相談を26,080件、スクールソーシャルワーカーによる対応を21,696回行った。	すべての学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもの心のケア等に努めた。 今後も引き続き、子どもが抱える困難を早期に把握し、対応していくため、教育相談体制を充実させていく必要がある。
総合教育センターでは、来所による相談(4,352件)、電話による相談(8,052件)、メールによる相談(451件)、SNSによる相談(4,436件)等に応じた。	児童・生徒を取り巻く環境に変化が生じているため、様々な相談に柔軟かつ的確に対応していくことが課題であり、そのために研修等を通して相談員のスキル向上を図っていく。
同伴児童の生活リズムの安定や学習機会を保障するため、学習支援員を配置し、学習の機会を提供した。	学習支援員を配置し、学習の機会を提供するだけでなく、面前DVで傷ついている子の心理的ケアにも努める。
プレイルームや学習室の環境整備を行い、同伴児童が、安心・安全に過ごせるよう努めた。	同伴児童が安心・安全に過ごせるよう引き続き、プレイルームや学習室の環境整備に努める。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
施 策 の 内 容	工 就 学 金 制 度 等 の 適 切 な 運 用 及 び 情 報 提 供	*	237	福祉子どもみらい局	生活援護課		生活困窮世帯の子どもの健全育成を図るため、福祉事務所に子ども支援員を配置するとともに、学習の場や社会性を育むための居場所づくりに取り組みます。		生活困窮世帯の子どもの健全育成を図るため、福祉事務所に子ども支援員を配置し、アウトリーチ型の支援を行うとともに、学習の場や社会性を育むための居場所づくりに取り組む。	
		*	238	教育局	子ども教育支援課		日本語指導が必要な子どもに、日本語指導や学校生活における支援、相談などを行います。外国につながりのある子どもの学校内外の支援を、民間団体と連携して充実します。		帰国児童・生徒及び外国につながりのある児童・生徒への支援として、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が多数在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、特別な教育課程により、日本語指導、個に応じた教科指導、学校生活における支援、悩みごとの相談などの指導・支援の実施。また、県内で外国につながりのある子どもの支援を行っているNPO等との連携を密に図り、学校内外の支援の充実。	
		*	239	教育局	子ども教育支援課		帰国・外国人児童・生徒等の受入から卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、地域人材と連携し、保護者を含めた支援体制の整備に取り組みます。		帰国・外国人児童・生徒等の受入から卒業後の進路まで一貫した支援体制の構築を図るため、地域人材との連携による、帰国・外国人児童・生徒等の公立学校への受入促進・日本語指導の充実・保護者を含めた支援体制の整備に係る取組を実施。	
			240	教育局	高校教育課		子どもの転入等の手続きについて、適切な情報提供に努めます。		電話やメール等による問合せに対応し、状況に応じて適切に運用	
			241	教育局	教育事務所		子どもの転入等の手続きについて、適切な情報提供に努めます。		市町村教育委員会等と連携して、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱に配慮しつつ円滑な運用に努める	
			242	教育局	財務課		授業料の免除制度等の活用について、適切な情報提供に努めます。		別居中で実質的に年収が低い場合等へ配慮した円滑な運用	
施 策 の 内 容	才 母 子 ・ ひ と り 親 家 庭 へ の 支 援		243	①福祉子どもみらい局、②教育局	①私学振興課、②財務課		公・私立高等学校における各就学支援制度の審査において、状況に配慮した運用を行うとともに、適切な情報提供に努めます。		各就学支援制度において、原則、両親の住民税額等により審査を行っているが、DVや養育放棄、児童虐待といった事情を抱える世帯については、一方の住民税額等のみで審査を行うなど、困難女性等に配慮した運用を行う。	
		*	244	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親、又はひとり親家庭の児童が高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合、対策講座の受講費用の一部を支給します。		高等学校を卒業していない(中退を含む)ひとり親家庭の親又はひとり親家庭の児童が高等学校卒業程度認定試験の合格をめざす場合、対策講座の受講費用の一部を支給する。	
			245	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター		子どもを同伴している当事者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。		子どもを同伴している利用者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援する。	
			246	福祉子どもみらい局	子ども家庭課		子どもを同伴している当事者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。		母子生活支援施設の広域利用を図る。	

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
<p>学習支援・居場所づくり事業を5保健福祉事務所で実施。子ども支援員によるアウトリーチ支援の効果により、子どもや保護者の個別相談を受けるなど寄り添い型支援の充実が図られており、関係機関との連携により各機関がそれぞれの役割の応じた支援を行うことができている。</p>	<p>学習支援事業の推進についても高校、大学等入学を希望する子どもたちの進学に一定の効果をあげている。また、子ども支援員の活動を継続することで生活困窮世帯の子どもの健全育成の充実を図る。</p>
<p>公立の小・中学校については、県教育委員会として、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が5名以上在籍する学校（政令市を除く）が設置する「国際教室」に、担当教員を継続的に配置した（該当する児童・生徒5名以上で1人、20名以上で2名加配）。県教育委員会作成の「外国につながりのある児童・生徒への指導・支援の手引き」において、保護者とのコミュニケーションを図る際の工夫や保護者の困難さに寄り添うために留意すべき点等について言及し、教育現場における進路指導などで、保護者と円滑な意思疎通を図れるよう周知徹底を図った。 「帰国児童・生徒、外国につながりのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会」において、県内各校での保護者対応に関わる工夫した取り組みを共有できる場を設定した。</p>	<p>外国につながりのある子どもたちが、安心して学校生活を送るために一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が今後も必要となる。外国につながりのある子どもの支援に係る連絡協議会において、効果的な指導・支援についての協議を行い、各学校における、ICTを活用した支援を含む取組事例を共有していく。また、こうした取組事例を盛り込むなど、「手引き」を改訂し、各学校における外国につながりのある子どもへの支援の充実を図る。</p>
<p>外国籍及び外国につながりのある児童・生徒も含めたすべての児童・生徒に対し、個々の状況に応じた適切な進路支援に努めた。また、特定の言語にかかる日本語指導員の確保を求められた場合等には、JICA横浜などの関係団体と連携して、人材のマッチングを図るなど、人材確保の協力に努めた。</p>	<p>外国籍及び外国につながりのある児童・生徒の状況は多様であり、今後も一人ひとりに応じた適切な支援及び進路指導が必要という認識から、引き続き支援体制の整備に係る取組の推進を図る。</p>
<p>県のHPに手続き等の情報を掲載し、問合せに対しては、適切に案内をした。</p>	<p>引き続き、状況に応じて適切に運用していく。</p>
<p>【県央】管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。 【中】管内市町教育委員会と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めてきた。 【県西】管内教育委員会等と連携し、被害者の同伴児童の転校先等について、情報管理に係る被害者への相談や助言に努めるとともに、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めた。</p>	<p>【県央】引き続き、被害者の同伴児童の転校先等について、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ、円滑な運用に努める。 【中】今後も、管内市町教育委員会と連携し、個人情報の厳重な取扱いに配慮しつつ円滑な運用に努めていく。 【県西】今後も管内教育委員会等と連携し、プランの円滑な運用に努める。</p>
<p>【授業料について】 免除事務の手引きで学校に周知を図るほか、ホームページ等で県民向けに情報提供を行った。 【高校生等奨学給付金について】 生活保護受給世帯又は保護者の県民税所得割額と市町村民税所得割額を合算した額が非課税の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対し、返還不要の給付金を支給した。 審査手続きにおいては、正式に離婚していない原則として保護者（両親）の収入により審査を行うが、DVや児童虐待、行方不明等の場合は、一方の保護者の収入で審査をした。 また、対象者に情報が行き渡るように保護者に対して制度案内を配布するとともに「県のたより」や「facebookかながわキンタロウ」、「県ホームページ」にて周知を図った。併せて、生活保護受給世帯を想定し、県内福祉事務所を通じての情報提供を行った。</p>	<p>【授業料について】 高校授業料無償化の動向もふまえつつ、現行の免除制度について適切な情報提供に努める。 【高校生等奨学給付金について】 支給単価を増額するとともに、支給対象世帯を拡大し、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を一層軽減することや、申請者の利便性を向上することについて引き続き国に働きかけを行う。</p>
<p>①各就学支援制度の審査について、正式に離婚していない原則として保護者（両親）の住民税額等を審査する必要があるが、DVや児童虐待、行方不明等で就学に必要な経費を求めることが困難な者については、一方の保護者の住民税額等のみで審査を行った。 ②正式に離婚していない原則として保護者（両親）の収入により審査を行うが、DVや養育放棄、児童虐待等といった事情を抱える生徒については、学校から状況を聞き取り文部科学省に相談の上で、一方の保護者の収入で審査をした。</p>	<p>①困難女性等の各就学支援制度の活用を助長した。引き続き各高等学校等に周知し、学校や保護者から相談を受けた際には丁寧に事情を聴取したうえ、個別のケースに応じて柔軟に対応し、円滑な運用を図っていく。 ②学校からDVや養育放棄、児童虐待といった事情を抱える生徒の相談は増えており、引き続き困難女性等に配慮した運用を行う。</p>
<p>相談・申請はなかったため、高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の支給は生じなかった。 ○高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 0件</p>	<p>引き続き当該事業により、母子家庭等の自立を支援していく。</p>
<p>子どもを同伴している利用者に対し、相談、情報提供を行った。支援機関に対しては、母子生活支援施設の活用の必要性を説明する等、利用促進に努めた。</p>	<p>子どもを同伴している利用者に対し、相談に応じ、母子生活支援施設に係る情報提供を行う。また、支援機関に対し、母子生活支援施設の必要性を説明し、通知を発出する等、利用促進に努める。</p>
<p>2024(令和6)年度における県保健福祉事務所の県外施設への広域入所措置件数:8件</p>	<p>母子家庭の母等のそれぞれの事情に合わせて、県外の母子生活支援施設への入所措置を行うなど、広域利用を図ることができた。</p>

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
施策の方向8 女性自立支援施設等における切れ目のない支援 主要施策(1) 女性自立支援施設等における中長期的支援					247		健康医療局	保健福祉事務所	子どもを同伴している当事者に対し、母子生活支援施設の広域連携を活用し支援に努めます。	福祉事務所は、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行う。
					248		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	児童扶養手当における広域連携
					249		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供を行うとともに、受給のための証明書を発行する等円滑な運用に努めます。	児童扶養手当など各種制度に関する情報提供、相談対応を行う。 受給のための証明書を発行する。
					250		健康医療局	保健福祉事務所	ひとり親家庭等への生活支援に関する情報提供を行うとともに円滑な運用に努めます。	・母子及び父子・寡婦福祉資金貸付制度など、ひとり親家庭への生活全般にわたる相談・情報提供を行う。 ・母子生活支援施設及び助産施設に関する相談・保護(措置)の適切な実施を行う。
					* 251		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親家庭等に医療費の一部を助成します。	ひとり親家庭等に医療費の一部を助成する。
					* 252		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	経済的に困窮するひとり親家庭等に対し、経済的自立の助成と生活意欲の助長をするため資金を貸し付けます。	ひとり親家庭等に対し、資金を貸し付けることにより、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図る。
					* 253		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	ひとり親が別居親から安定・継続的に養育費を受け取ることができるよう、公正証書の作成経費や弁護士費用等の補助を行います。	離婚後、ひとり親が別居親から安定・継続的に養育費を受け取ることができるよう、公正証書の作成経費補助、養育費の取決めや不払い時の強制執行に係る弁護士費用の補助、養育費不払いに備えた保証契約を結ぶ際の保証料の補助を行う。
					* 254		福祉子どもみらい局	子ども家庭課	経済的困難を抱えた妊産婦の助産費用を支援します。	市(政令・中核市除く)が生活保護世帯などの出産費用を負担できない妊産婦を助産施設に入所させ、助産を実施した場合に、その措置費の一部を県が負担する。
施策の内容 ア 多様なニーズに応じた自立支援施設での支援										
施策の内容 イ 施設入所者への支援					★ 255		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	女性自立支援施設を設置し、当事者が中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、自立に向けた準備が行える体制を整備します。	県の女性自立支援施設を設置し、当事者及び同伴児童に医学的・心理的支援及び自立促進のための生活支援を行う。
					* 256		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	長期入所型支援施設の活用も行い、知的障がい等がある当事者の自立を支援します。	かにた婦人の村に委託し、長期的な自立支援を行う。
					* 257		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	民間団体と連携し、母子が利用できる自立支援施設を設置します。	民間団体と連携して母子等自立支援施設を設置し、一時保護後の自立支援を行う。
					* 258	147	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター 共生推進本部室	＜政策レビュー事業＞ 当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施します	日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対して、当事者の意思を尊重し、状況等に応じた最適な支援を受けられるよう社会とのつながりを持った一時保護及び自立支援を行う。
					259	47	福祉子どもみらい局	共生推進本部室	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体を支援します。	一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体への補助を行う。
					260	48	福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	一時保護後の自立に向けて準備を行うための中長期支援施設を運営する民間団体を支援します。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議設置(一時保護連絡会への参加など)

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
【茅ヶ崎】児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護の適切な実施を行った。	妊産婦の福祉に関する相談、母子生活支援施設に関する情報を収集し、入所相談を行った。母子生活支援施設の入所が必要な相談があれば、保護の適正な実施を行う。
パンフレットの作成等により、制度の周知を行うとともに、関係法令に基づき、対象となるひとり親家庭への支援を行った。 令和6年度末時点の児童扶養手当受給者数1,473人	関係機関と連携し、制度の周知及び円滑な運用を行った。今後も制度の適正な運用を継続する。
①相談者に対して各種制度に関する情報提供を行った。また、証明書の発行にあたっては、迅速かつ正確な事務処理に努めた。 ②児童扶養手当など、各種制度に関する情報提供、相談対応を行った。受給のための証明書を発行し、円滑な運用に努めた。	①相談者に対して各種制度に関する情報提供及び証明書の発行を継続する。 ②各種制度に関する相談及び情報提供を行うとともに、必要な証明書の発行を行う。
児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供をした。住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したものに対しては、住登地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設における保護を実施した。	児童扶養手当の支給、母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の貸付け、児童手当の支給等について、情報提供をするとともに連絡、調整を行い、住民票を異動することなく施設入所や居宅設定したものに対しては、住登地との調整をする等、児童及び妊産婦の福祉に関する事項の相談や必要な調査、母子生活支援施設及び助産施設に関する相談・保護(措置)の適切な実施を行う。
ひとり親家庭等医療費助成事業の実施 ○実施市町村 33市町村	引き続き医療費助成等の経済的支援により、母子家庭等の自立を支援していく。
母子父子寡婦福祉資金の貸付により、母子家庭等の自立を支援した。 ○母子父子寡婦福祉資金の貸付 306件	引き続き当該事業により、母子家庭等の自立を支援していく。
養育費相談や養育費に係る公正証書等の作成費用に要する経費の補助を行うことで、ひとり親の継続的な養育費確保につなげた。 ○ひとり親養育費確保支援事業 55件交付	養育費相談や補助事業についてより広く知ってもらえるよう、リーフレット等で周知していく。
2024(令和6)年度における県保健福祉事務所の助産措置件数:5件	経済的困難を抱えた妊産婦それぞれの事情に合わせて、助産措置を行うことができた。
県の女性自立支援施設を設置し、当事者及び同伴児童に医学的・心理的支援及び自立促進のための生活支援を行った。	当事者が中長期に滞在できる落ち着いた環境で心身の健康の回復を図り、自立に向けた準備が行える体制を整備する。
かにた婦人の村に委託し、長期的な自立支援を行った。	かにたに委託し、知的障がい等がある当事者の自立を支援する。
民間団体と連携して母子等自立支援施設を設置し、一時保護後の自立支援を行った。	民間団体と連携し、様々な配慮を必要とする母子が利用できる自立支援施設を設置し、適切な保護体制の整備に努める。
①困難な問題を抱える当事者の意思を尊重し、状況等に応じた最適な支援が受けられるよう、社会とのつながりを持った一時保護及び自立支援を行った。②当事者の意思を尊重し、状況等に応じて、社会とのつながりを持ちながら一時保護及び自立に向けた支援を実施するため、令和7年1月に女性のための新たな支援施設「わたしのお家」を立ち上げた。 <利用実績>令和7年1月～3月 3件	①当事者の意思を尊重し、状況に応じた最適な支援を受けられるよう社会とのつながりを持った一時保護及び自立支援を行う。 ②引き続き、困難な問題を抱える女性のニーズを把握しつつ、女性支援法の理念に沿った支援を実施していく。
一時保護後の自立に向けて中長期支援施設を運営する民間団体への補助を行った。	継続して、一時的な避難場所ではなく、自立へ向け、生活再建や生活習慣の改善等の生活支援を提供できるように支援する。
中長期支援施設運営民間団体との連絡会議を開催し、情報共有及び支援検討を行った。	中長期支援施設運営民間団体との連絡会議を開催し、情報共有及び支援検討を行う等、切れ目のない支援を目指し連携強化に努める。
女性自立支援施設において、利用者の抱える課題を整理し、退所後に日常生活を円滑に送れるよう生活支援を実施した。	当事者の意思を尊重しつつ、日常生活を円滑に送るための生活支援を実施する。
栄養バランスを考えた給食提供を基本に、日々の食事管理、特別食(治療食等)の提供、自立準備室利用時の食事計画相談、栄養相談など栄養管理を行った。 栄養相談 349人	本人の健康状態や嗜好など配慮しながら、栄養バランスを考えた給食を提供し、健康の回復・維持に寄与した。地域での自立した生活に向けて、健康的な食生活送れるような支援に努めていく。

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
				*	263		福祉子どもみらい局	共生推進本部室 (女性自立支援施設)	喫食量調査や、食事アンケートを実施し、入所者の食生活の充実を図ります。	喫食量調査や、食事アンケートを実施し、入所者の食生活の充実を図ります。
				*	264		福祉子どもみらい局	共生推進本部室 (女性自立支援施設)	入所者の健康管理のため、定期健康診断及び婦人科検診を実施します。	定期健康診断及び婦人科検診を実施します。
				*	265		福祉子どもみらい局	①共生推進本部室 (女性自立支援施設) ②女性相談支援センター	日常の健康管理、生活習慣の支援を行います。また、退所後を見据えた服薬管理等の支援も行います。	日常の健康管理、生活習慣の支援を行います。また、退所後を見据えた服薬管理の支援も行います。
施策の内容 ウ 若年者、外国人、障がい者、高齢者、性的マイノリティの方への配慮										
				*	266	138, 175	各所管部局・県 警察本部・市町 村	各室課所・県警 察本部	言葉や文化の違いにより孤立しやすく在留資格など複雑な課題を抱えていることがある外国人や、D Vをはじめ困難や被害、悩みがより潜在化しやすい傾向にある若年者や障がい者、高齢者、性的マイノリティの方等に対して、本人の意向や状況等を確認し、相談者の立場に立った配慮を行います。	若年者、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等に適切な対応ができるよう、各種相談窓口の周知を行う。 丁寧、正確な聞き取りを行い、意向を把握した上で適切な助言をする。
主要施策(2) 施設退所後の支援										
施策の内容 ア 退所後の支援										
					267		福祉子どもみらい局	共生推進本部室 (女性自立支援施設)	女性自立支援施設の退所後、自立した生活を送る上で課題を抱えている退所者に、自立に向けた支援を行います。	電話・訪問等により、日常生活や対人関係等に関する支援を行う。
				*	268		福祉子どもみらい局	共生推進本部室 (女性自立支援施設)	女性自立支援施設の退所者が他の退所者や職員と交流し、意見交換や情報交換等ができる場を提供します。	退所者と職員が集う会(親睦会)を開催し、会報誌を発行します。
施策の内容 イ 地域における支援										
					269		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	地域で生活するための相談や情報提供を実施します。	一時保護後に地域で自立生活することについて相談や情報提供を実施する。
					270		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	新たな地域で自立生活を始める場合、当事者の意向を確認し、必要な支援を引き継ぎます。	被害者が新たな地域で自立生活を始める場合、他の都道府県等との連携を行う。

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
<p>調査結果を食の支援の向上に生かした。 噫食量調査 1回 対象者 21人 回収率 100% 嗜好調査 1回 対象者 21人 回収率 100% 食生活調査 1回 対象者 20人 回収率 100%</p>	<p>本人の健康状態や嗜好など配慮しながら、栄養バランスを考えた給食を提供し、健康の回復・維持に寄与した。引き続き食生活の満足度向上に向け、利用者の声も取り入れた支援を進めていく。</p>
<p>定期健康診断 21人 婦人科健診 8人</p>	<p>定期的な健診の機会を作り、健康状態を把握し、病気を早期発見し、適切な治療に繋げらるよう、健康状態を把握することができた。継続的に実施していく。</p>
<p>①日常生活における健康状態を把握し、健康が維持できるように支援した。 服薬管理 135人 面接健康相談 292人 ②利用者の日常の健康管理や生活習慣の支援を実施した。また、退所後を見据えた服薬管理等の助言を行った。</p>	<p>①本人の健康意識を高め、健康維持や必要な医療受診、服薬管理など行うことができた。退所後も念頭において支援を進めていく。 ②日常の健康管理、生活習慣の助言を行う等、支援を実施していく。</p>
<p>【医療保険課】県が作成している『国民健康保険事務の手引き』において、国通知を引用しながら対応方法を示し、県内33市町村へ周知した。 【いのちのほっとライン（がん・疾病対策課）】 相談窓口の周知は3月、9月の自殺対策強化月間に置ける記者発表や、交通広告、SNS広告等幅広くより多くの人へ情報が届くように行つた。業務マニュアルにより希死念慮をはじめとした心の健康に関する相談について、LINE上でやり取りすることによる特融のリスク及びその対応について対策を講じている。 【こころの電話相談（精神保健福祉センター）】 相談件数 63,468件 【依存症電話・面接相談（精神保健福祉センター）】 電話相談件数 380件、面接相談件数 78件 【かながわ男女共同参画センター】外国籍被害者に対しては、13言語による多言語相談窓口案内チラシを作成し、配布するとともに、多言語相談窓口等において相談対応を行つた。障がい者等に対しても、相談対応の中で障がい者等であることがわかった場合には、適切な関係機関について情報提供を行うなどの対応を行つた。 【県警被害者支援室】外国人被害者等に対して、可能な限り翻訳機器を使用したり、本部通訳センターと連携して相談を受理するように努めた。 【県警生活保安課】各種相談窓口について、県警ホームページに掲載するほか、県内全所属にポスター、8カ国の外国語で記載されたリーフレットを配布して周知を図っている。 【人身安全対策課】138と同一 【青少年課】ひきこもりや、子ども・若者の相談に関し、当事者に寄り添つた対応に努めた。 【保健福祉事務所】丁寧、正確な聞き取りを行い、意向を把握した上で適切な助言をした。若年者、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等に適切な対応ができるよう、各種相談窓口の周知を行つた。 【私学振興課】言葉や文化の違いにより孤立しやすい外国人や、性的マイノリティの方等が私立学校に対して相談する際に、本人の意向や状況等に寄り添つた配慮・対応を行つた。</p>	<p>【医療保険課】国民健康保険の保険者である市町村の事務執行にあたり、必要な知識を周知し、円滑な業務遂行に貢献した。今後も、国の制度改正等に応じて『国民健康保険事務の手引き』を適宜更新し、県内市町村に対して制度の周知に努める。 【がん・疾病対策課】 【いのちのほっとライン（がん・疾病対策課）】 令和7年度においても現状の体制を維持し、普及啓発や丁寧な相談対応を心がけていきたい。 【こころの電話相談（精神保健福祉センター）】 緊急回線を取り入れつながり易くした。引き続き実施していく。 【依存症電話・面接相談（精神保健福祉センター）】 依存症電話・面接相談件数は増加した。今後も相談周知を実施していく。 【かながわ男女共同参画センター】外国人、障がい者等が相談できる窓口について情報提供を行い、適切な対応を行つてていく。 【県警被害者支援室】被害者等が相談に来た時に必ず当該被害者等の言語を話せる通訳人を確実に確保できるわけではないので、今後そういう外国人被害者等における聞き取りの際の通訳人をどのように確保するかが課題である。 【県警生活保安】今後も継続して広報啓発及び部内職員への教養を行い、相談者の意向を把握した上で適切な助言を行う。 【人身安全対策課】138と同一 【青少年課】相談直後のアンケートでは、相談者の大半が「相談が役に立つ」と回答しており、課題解決等につながつた。未だ相談支援につながつていな者が、一人でも多く相談窓口につながるよう、引き続き相談窓口の周知に努める。 【保健福祉事務所】若年者、外国人、障害者、高齢者、性的マイノリティ等に適切な対応ができるよう、各種相談窓口の周知を行う。丁寧、正確な聞き取りを行い、意向を把握した上で適切な助言をする。 【私学振興課】引き続き、言葉や文化の違いにより孤立しやすい外国人や、性的マイノリティの方等の私立学校に対する相談において、本人の意向や状況等に寄り添つた配慮・対応を継続していく。</p>
<p>対面（来所、訪問、同行）、電話、手紙により、地域での自立した生活が維持できるよう相談・援助を行つた。また、新聞発行によりつながりを維持し、相談しやすい関係維持に努めた。 相談援助の状況 1,783件</p>	<p>地域で生活する退所者につながり続けることで、困りごとの把握ができた。今後も、個々のニーズに沿い、「生活に直結した支援」と「精神的な支えとなる支援」を合せた支援を進めていく。</p>
<p>定例会 8回 33人 交流会 1回 18人（退所者12人、職員6人）</p>	<p>地域で生活する退所者につながり続けることで、困りごとの把握ができた。今後も、個々のニーズに沿い、「生活に直結した支援」と「精神的な支えとなる支援」を合せた支援を進めていく。</p>
<p>福祉事務所等と連携し、一時保護後の生活に必要な社会資源や制度、相談窓口等の情報提供を行つた。</p>	<p>福祉事務所等と連携し、一時保護後の生活に必要な社会資源や制度、相談窓口等の情報提供を行う。また、危険回避や安全管理等についても、情報提供を行う。</p>
<p>新たな地域で自立生活を始める場合、当事者の意向を確認し、福祉事務所と連携して必要な支援を引き継いだ。</p>	<p>新たな地域で自立生活を始める場合、福祉事務所と連携し、本人の意向を尊重した支援について、他の都道府県の関係機関に引き継ぐ。</p>

大柱	中柱	小柱	施策	新法追加	番号	再掲通し	所管部局等	所管所属名	事業概要(計画本文に記載)	事業の内容
					271		福祉子どもみらい局	①かながわ男女共同参画センター ②女性相談支援センター	自立生活を始める当事者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	自立に向けた支援として、相談を実施する。
					272		健康医療局	保健福祉事務所	自立生活を始める当事者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行います。	町村と県保健福祉事務所との連携
					273		健康医療局	保健福祉事務所	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが同行します。	被害者の同行支援
					274		福祉子どもみらい局	女性相談支援センター	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが同行します。	各種制度の手続きなどを行う際の同行支援の実施に努める
					275		福祉子どもみらい局	共生推進本部室	各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが同行します。	民間団体の同行支援への補助を行う。

《1年間の振り返り》 2024（令和6）年度事業	《一次評価》 事業の効果・課題及び今後の方向性
①DV被害者の自立に向けた生活面や心身面についての相談を行った。 ②関係機関、民間団体と連携し、自立生活に向けた生活面や心理面の相談を受け、助言を行った。	①生活面や心身面についての相談を実施し、DV被害者の自立に向けた支援を継続する。 ②関係機関、民間団体と連携し、生活面や心身面の相談を受け助言をする等、被害者のエンパワメントを支援する。
町村と連携し、当事者の生活面や心身面の相談を総合的に受け止めるなど、自立に向けた支援を行った。	町村その他関係機関と、被害者についての情報を共有し、連携して相談・支援を行う。今後も円滑な連携について検討し実施する。
行政機関等へ同行支援を行った。必要に応じて対象者に法的手続き等の同行支援を行った。	同行支援により、当事者は必要な手続きをすることができた。引き続き適切に実施する必要がある。
各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援を依頼した。	各種制度の案内について、県・市町村の担当職員や民間団体と協議し、手続きを行う際の同行支援の協力を依頼する。
民間団体の同行支援への補助を行った。	継続して各種制度の手続きなどを行う際は、必要に応じて、県・市町村の担当職員、民間団体のスタッフが同行できるよう補助を行う。